教職員のための

# 教科書制度の概要

北海道教育委員会

# は　じ　め　に

教科書は、全ての児童生徒が学校の授業や家庭における学習活動において必ず用いることとなる極めて公共性の高いものであり、その採択は、いかなる疑惑の目も向けられることのないよう、高い公正性・透明性が確保され、静ひつな環境の中で適切に行われる必要があります。

しかしながら、昨年度、義務教育諸学校用の教科書について、平成26年度以前、多くの教職員等が、厳格な情報管理が求められている検定申請本を閲覧する行為や、意見聴取の対価として謝礼を受け取っていたこと、またこのような行為の対象となった教職員等の中に教科用図書採択地区協議会等の調査員等として、その後の教科書採択に関与しうる立場となった者が含まれていたことが明らかとなり、さらに今年度、高等学校用の教科書について、教科書発行者から一部の高等学校に教材の無償提供等が行われていたことが明らかとなるなど、教科書発行者による採択の公正性・透明性に疑念を生じさせかねない事案が、文部科学省の調査で次々と明らかとなりました。

こうした事案が、道内においても多数確認されたことから、道教委では、教科書採択の公正確保の徹底に関する文部科学省からの指導の周知に加え、独自の取組として、北海道教科用図書選定審議会委員の欠格条項の改正、当該欠格条項の内容及び教科書発行者に対応する際の届出に関する市町村教育委員会等への周知徹底、各種会議や研修会等における指導など、教科書採択の公正性・透明性の確保に向けて取り組んできましたが、この度の事案では、教科書採択に関与しうる調査員等の基準の運用が徹底されていなかったことや、教職員と教科書発行者との公正な関係の確保について十分に理解がされていないなどの課題が明らかとなったことから、全ての教職員に教科書採択の仕組みや規定等について理解を深めてもらえるよう、本書を作成いたしました。

本書では、特に教職員が留意するポイントについて冒頭で整理し、その後段において、多岐に渡る教科書採択に関する制度の概要や法令・通知などを取りまとめ、掲載しています。

質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教職員の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教職員から意見を徴することは、大きな意義を有するものです。教職員が教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つことにより教科書採択の高い公正性・透明性を確保し、子どもたちに安心して質の高い教科書が提供できるよう、各所属においては、本書を校内研修等で活用いただきますよう、お願いいたします。

平成29年４月

北海道教育委員会

# 目　次

【POINT】
教科書の採択等に関わって教職員等が行ってはいけない行為等について・・・・・１

＜教科書制度の概要＞
１　教科書とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

（１）教科書の定義

（２）教科書の種類と使用義務

２　教科書が使用されるまで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

（１）著作・編集

（２）検定

（３）採択

（４）発行（製造・教給）及び使用

（５）教科書の無償給与

３　教科書採択の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

（１）採択の権限

（２）採択の方法

（３）採択の時期

４　教科書採択の公正確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

（１）独占禁止法による規制

（２）文部科学省による教科書発行者に対する指導

（３）文部科学省による教育委員会等への指導

（４）道教委による市町村教育委員会等への指導

## ＜関係通知・法令等＞

【通知】

1　文部科学省通知


◯　教科書採択における公正確保の徹底等について（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
（平成28年３月31日付け27文科初第1777号　各都道府県教育委員会教育長あて
文部科学省初等中等教育局長通知 ）

◯　教科書採択の公正確保について（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
（平成28年４月27日付け28文科初第200号　各教科書発行者あて　文部科学省初等中等教育局長通知 ）

◯　高等学校用教科書の採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる不適切な行為に関する
調査結果等及び「教科書発行者行動規範」の制定について（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
（平成28年９月９日付け28文科初第806号　各都道府県教育委員会、各指定都市教育委員会等あて
文部科学省初等中等教育局長通知 ）


2　北海道教育委員会通知


◯　教科書採択における公正性・透明性の確保について（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
（平成28年６月22日付け教義第555号　各道立学校長、各市町村教育委員会教育長等あて
北海道教育委員会教育長通知）

○ 教科書採択における公正確保について（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
（平成28年１月13日付け教義第1658号　各道立学校長、各市町村教育委員会教育長等あて
北海道教育庁学校教育局義務教育課長通知）


【法令等】


◯　学校教育法（抄）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
◯　学校教育法施行令（抄）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
○　地方教育行政の組織及び運営に関する法律《地教行法》（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
◯　教科書の発行に関する臨時措置法《発行法》（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
○　教科書の発行に関する臨時措置法施行規則《発行法施行規則》（抄）・・・・・・・・・・・・・・・27
○　義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律《無償法》（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・28
○　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律《無償措置法》（抄）・・・・・・・・・・・・28
○　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令《無償措置法施行令》（抄）・・・・・29
○　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則《無償措置法施行規則》（抄）・・・31
○　教科用図書検定規則《教科書検定規則》（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
○　教科用図書検定規則実施細則《教科書検定規則実施細則》（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・32
○　義務教育諸学校教科用図書検定基準《義務校教科書検定基準》（抄）・・・・・・・・・・・・・・・32
○　高等学校教科用図書検定基準《高校教科書検定基準》（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
○　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律《独禁法》（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・32
○　地方公務員法《地公法》（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
○　教育公務員特例法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
○　文部科学省組織令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
○　北海道立学校職員服務規程（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
○　教科書発行者行動規範（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
※　教科書発行者行動規範Ｑ＆Ａ（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

【POINT】

# 教科書の採択等に関わって教職員等が行ってはいけない行為等

## 1　教職員等が行ってはいけない行為

教科書の質を高めるためには、日々の授業実践を通じて得られた教職員等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教職員等から意見を聴取することは、大きな意義を有することですが、仮に教科書発行者と教職員等の認識が教科書の著作・編集のためであったとしても、両者の関係が健全かつ適切なものでなければ、一般の国民等から見て、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為と受け止められることから、次の行為を行ってはなりません。

| 禁止される行為 | 説　明 | 資料頁 |
|---|---|---|
| (1) 教科書検定中の申請本を見ること | 教科書発行者は、申請本の検定審査が終了するまでの間、当該申請本等の内容が他の知るところとならないよう適切に管理しなければならないと規定さており、部外者である教職員等は当該申請本を見ることができない。 | 9、10、13、15、18、32、35 |
| (2) 教科書発行者から採択の勧誘を目的とした金銭その他の利益供与を受けること | 教科書発行者は、教職員等に対し、採択の勧誘を目的として又はその目的であると疑念を生じさせかねない形での金銭その他の利益供与又はその申出をすることを禁止されている。 | 9、16、32、34、35 |
| (3) 採択年の9月16日以前に教科書発行者が主催又は関与する当該採択の対象となる教科書に関する研修会等に出席すること | 採択年において、9月16日（当該日は、都道府県教委が文部科学省に教科書の需要数報告をする期限となっている。以下同じ。）以前の期間に、教科書発行者は、当該採択の対象となる教科書に関する研修会等を主催せず、原則として関与しないこととされている。 | 9、13、15 |
| (4) 採択年の9月16日以前に教科書発行者に対し教科書見本の献本を求めること | 採択年において、9月16日より後の期間に、翌年度の授業研究・教材研究のために、採択権者がその管理する学校の意向を取りまとめ、教科書発行者に対し、採択した教科書の見本の献本を学校数を上限に依頼することができる。 | 9、13、15、35 |
| (5) 所属長への届出をせずに教科書に対する意見を述べるなどの教科書発行者への対応をすること | 道教委では、教職員等が教科書発行者に対し、依頼され会議等に出席したり、学校訪問等を受けた際に教科書に対する意見を述べるなど、何らかの対応をする（した）場合は、所属長へ届出をしなければならないこととしている。<br>また、教職員等は公務員であり、労務の対価として金銭を受け取るときは、営利企業従事等の許可を受けなければならない。 | 10、13、18 33、34 |

## 2　調査員等の欠格条項

教科書採択を行う各地区の協議会等では、教職員等を調査員等に任命し、教科書の調査・研究を行っていますが、調査員等の選任に当たっては、次のとおり欠格条項を設けており、これに該当する場合は、調査員等となることができません。

次の各号のいずれかに該当する者は、調査員等となることができないものとする。
(1) 教科用図書発行者(以下「発行者」という。)の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族
(2) 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者
(3) 教科用図書の供給の事業を行う者及びその従業員
(4) 過去において、特定の教科用図書の推奨又は排除のために宣伝を行った者
(5) 教科用図書の採択を行う年の３月31日から遡った４年間、教科用図書等（採択の対象となる教科用図書のほか、関連する教師用指導書、参考書、問題集等を含む。）の著作又は編集に関与した者
なお、「著作又は編集に関与した者」とは、次に掲げる者をいう。
ア　文部科学省が示す「著作編修関係者名簿」に掲載された者
イ　発行者が招集した教科用図書等の編集会議、講習会、研修会等に参加した者
ウ　発行者による学校や自宅等への訪問を受け、教科用図書等及びこれらを複写等したものを閲覧した者
エ　発行者に訪問や資料提供等を依頼した者
オ　上記アからエ以外で、教科用図書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為を行った者
(6) 上記(5)の著作又は編集に関与した者が団体である場合には、その団体の役員及びこれに準ずる者

# ＜教科書制度の概要＞

# １ 教科書とは

## （１）教科書の定義

教科書は、正式には「教科用図書」といい、「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であり、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するもの」とされています。

発行法第2条（資料編P25）

## （２）教科書の種類と使用義務

全ての児童生徒は、教科書を用いて学習する必要があります。教科書には、前述のとおり文部科学省の検定を経た教科書（文部科学省検定済教科書）と、文部科学省が著作の名義を有する教科書（文部科学省著作教科書）があり、法律で小学校においては、これらの教科書を使用しなければならないと定められています。この規定は、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校にも準用されています。

学校教育法第34条、第49条、第49条の8、第62条、第70条（資料編P25）

なお、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校並びに特別支援学級において、適切な教科書がないなど特別な場合には、これらの教科書以外の図書（一般図書）を教科書として使用することができます。

学校教育法附則第9条（資料編P25）

# ２ 教科書が使用されるまで

教科書発行者において編集された教科書が、検定、採択等の手続を経て児童生徒に使用されるまでの経緯は、おおむね、以下のとおりです（図１、表１（２ページ）参照）。

## （１）著作・編集

現在の教科書制度は、民間の教科書発行者による教科書の著作・編集が基本となります。各発行者は、学習指導要領、教科用図書検定基準等をもとに、創意工夫を加えた図書を作成し検定申請します。

義務校教科書検定基準第1章(2)、高校教科書検定基準第1章(2)（資料編P31）

## （２）検定

図書は、文部科学大臣の検定を経てはじめて、学校で教科書として使用される資格を与えられます。発行者から検定申請された申請図書は、教科書として適切であるかどうかを文部科学大臣の諮問機関である教科用図書検定調査審議会に諮問されるとともに、文部科学省の教科書調査官による調査が行われます。審議会での専門的・学術的な審議を経て答申が行われると、文部科学大臣は、この答申に基づき検定を行います。教科書として適切か否かの審査は、教科用図書検定基準に基づいて行われます。

学校教育法第34条、同法施行令第41条（資料編P25）、文科省組織令第77条（同P33）

## （３）採択

検定済教科書は、通常、１種目（教科書の教科ごとに分類された単位をいう。例:小学校国語（１～６年）、中学校社会（地理的分野）、高等学校数学Ⅰ）について数種類存在するため、この中から学校で使用する１種類の教科書が決定（採択）される必要があります。採択の権限は、公立学校については、所管の教育委員会に、国・私立学校については、校長にあります。採択された教科書の需要数は、都道府県教育委員会を経由し、文部科学大臣に報告されます。

地教行法第21条（資料編P25）、無償措置法第10条（同P27）、第13条（同P28）、発行法第7条（同P26）

## （４）発行（製造・供給）及び使用

文部科学大臣は、報告された教科書の需要数の集計結果に基づき、各発行者に発行すべき教科書の種類及び部数を指示します。この指示を承諾した発行者は、教科書を製造し、供給業者に依頼して各学校に供給し、供給された教科書は、児童生徒に渡され、使用されます。

発行法第8条、第10条（資料編P26）

## （５）教科書の無償給与

国・公・私立の義務教育諸学校（小・中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学部）で使用される教科書については、全児童生徒に対し、国の負担によって無償で給与されています。

無償法第1条、無償措置法第3条（資料編P27）

## 図１　教科書が使用されるまでの流れ

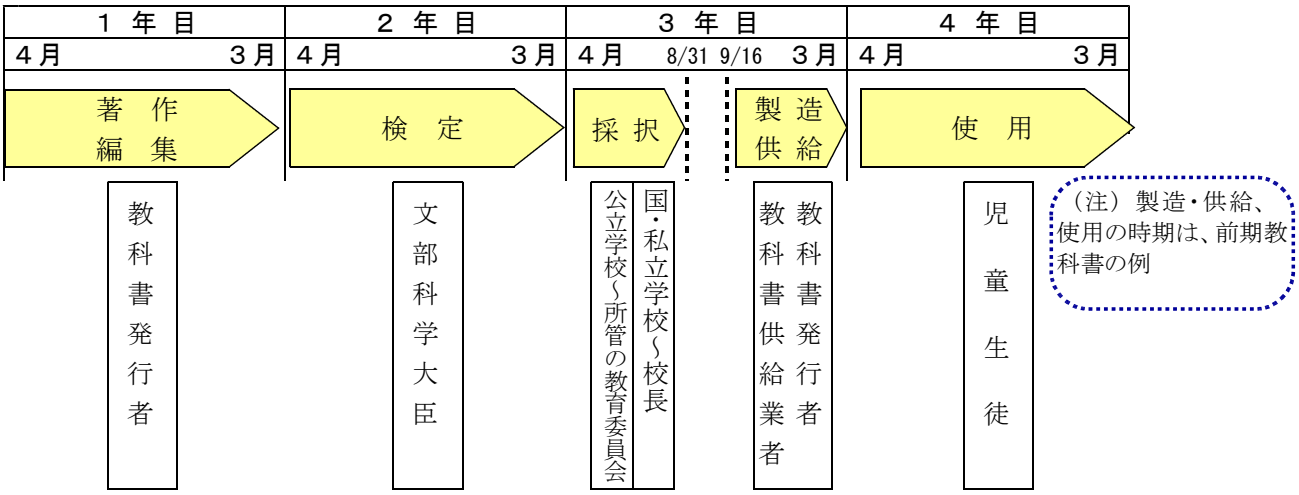


## 表１　小中高等学校の教科書の検定・採択の周期

| 学校種別等区分 | | 年度（西暦） | H21 (2009) | H22 (2010) | H23 (2011) | H24 (2012) | H25 (2013) | H26 (2014) | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 小学校 | | 検定 | ◎ | | | | ◎ | | | ◎道徳 | ◎ | |
| | | 採択 | | △ | | | | △ | | | △道徳 | △ |
| | | 使用開始 | ○ | | ○ | | | | ○ | | | ○道徳 |
| 中学校 | | 検定 | | ◎ | | | | ◎ | | | ◎道徳 | ◎ |
| | | 採択 | △ | | △ | | | | △ | | | △道徳 |
| | | 使用開始 | | ○ | | ○ | | | | ○ | | |
| 高等学校 | 主として低学年用 | 検定 | ◎ | | ◎ | | | | ◎ | | | |
| | | 採択 | | △ | | △ | | | | △ | | |
| | | 使用開始 | | | ○ | | ○ | | | | ○ | |
| | 主として中学年用 | 検定 | | ◎ | | ◎ | | | | ◎ | | |
| | | 採択 | | | △ | | △ | | | | △ | |
| | | 使用開始 | | | | ○ | | ○ | | | | ○ |
| | 主として高学年用 | 検定 | | | | | ◎ | | | | ◎ | |
| | | 採択 | | | | | | △ | | | | △ |
| | | 使用開始 | ○ | | | | | | ○ | | | |

（注）１　◎：検定年度
　　△：前年度の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度
　　○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと、高等学校は毎年採択替え）
　２　太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書
　　現行の学習指導要領の全面実施　小 学 校：平成 23 年度から
　　中 学 校：平成 24 年度から
　　高等学校：平成 25 年度から学年進行
　３　中学校には中等教育学校前期課程を、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。

# ３ 教科書採択の方法

## （１）採択の権限

教科書採択とは、学校で使用する教科書を決定することです。その権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にあります。また、国・私立学校で使用される教科書の採択の権限は校長にあります。

地教行法第21条（資料編P25）、無償措置法第10条（同P27）

## （２）採択の方法

採択の方法は義務教育である小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学部の教科書については「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」によって定められています。

高等学校の教科書の採択方法については法令上、具体的な定めはありませんが、各学校の実態に即して、公立の高等学校については、採択の権限を有する所管の教育委員会が採択を行っています。

義務教育諸学校の教科書の採択方法は次のとおりです（図２（４ページ）参照）。

ア　発行者は、検定を経た教科書で次年度に発行しようとするものの種目・使用学年・書名・著作者名等（書目）を文部科学大臣に届け出ます（①）。

文部科学大臣はこの届出のあった書目を一覧表にまとめて教科書目録を作成します。この教科書目録は都道府県教育委員会を通じ各学校や市町村教育委員会に送付されます（②）。教科書は、この目録に登載されなければ採択されません。

また、文部科学省では、採択の際の調査・研究に資するため、新規に編集された教科書について、平成27年度から、これまでの編集趣意書に代えて、検定の申請時に各発行者から提出され、検定合格後図書の内容と整合するよう更新された編修趣意書を、採択関係者に周知しています。

発行法第4条、第6条（資料編P26）

イ　発行者は、採択の参考に供するため、次年度に発行する教科書の見本を都道府県教育委員会や市町村教育委員会、国・私立学校長等に送付します（③）。

ウ　採択の権限は、既に述べたように教育委員会や校長にありますが、適切な採択を確保するため、都道府県教育委員会は、採択の対象となる教科書について調査･研究し、採択権者に指導・助言・援助することになっています。

この指導・助言・援助を行うに当たり、都道府県教育委員会は専門的知識を有する学校の校長及び教員、教育委員会関係者、保護者､学識経験者等から構成される教科用図書選定審議会を毎年度設置し、あらかじめ意見を聴くこととなっています（④）。

この審議会は専門的かつ膨大な調査・研究を行うため、通常、教科ごとに数人の教員を調査員として委嘱しています。都道府県教育委員会は、この審議会の調査・研究結果をもとに選定資料を作成し、それを採択権者に送付することにより助言を行います（⑤）。

無償措置法第10条、第11条（資料編P27）

また、都道府県教育委員会は、学校の校長及び教員、採択関係者の調査・研究のため毎年６月から７月の間の一定期間､教科書展示会を行っています（⑥）。

この展示会は、各都道府県が学校の教員や住民の教科書研究のために設置している教科書の常設展示場（教科書センター）等で行われています。

なお、教科書センターは昭和31年以来設置されているもので、平成27年４月現在全国に941か所、道内に62か所あります（表２（５ページ）参照）。

さらに、国民の教科書に対する高い関心に応えるため、近年では、公立図書館や学校図書館における教科書の整備も進められています。

発行法第5条、同法施行規則第5条（資料編P26）

エ　採択権者は、都道府県の選定資料を参考にするほか、独自に調査・研究した上で１種目につき１種類の教科書を採択します（⑦）。

なお、義務教育諸学校用教科書については、通常、４年間同一の教科書を採択することとされています。

無償措置法第13条（資料編P28）、同法施行令第15条（同P30）

図２　義務教育諸学校教科書の採択の仕組み

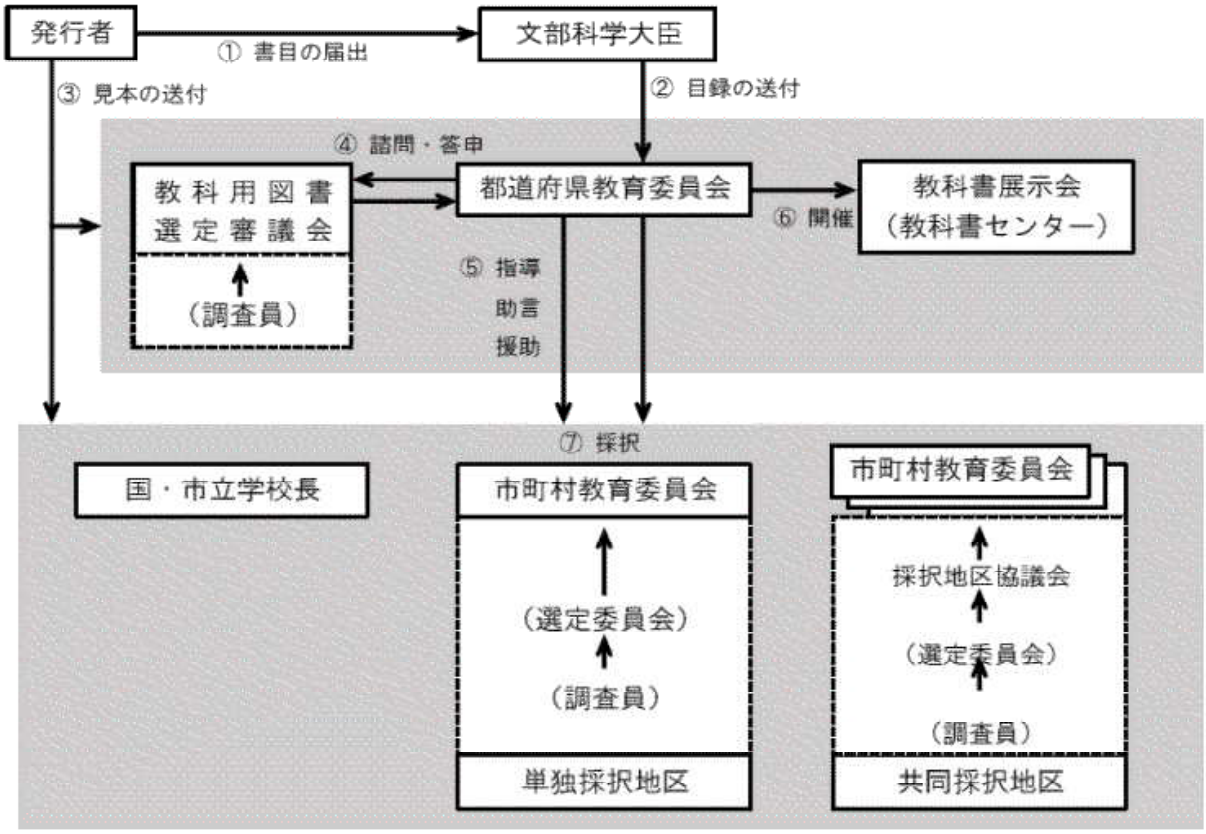


## （３）共同採択

市町村立の小・中学校及び義務教育学校で使用される教科書の採択の権限は市町村教育委員会にありますが、採択に当たっては、都道府県教育委員会が「市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域」を採択地区として設定します。

採択地区が２以上の市町村の区域を併せた地域（共同採択地区）であるときは、地区内の市町村教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科書を採択することとされています。

採択地区は、その域内で同一の教科書を使用することが適当と考えられる地域であり、都道府県教育委員会が設定しようとする地域の自然的、経済的、文化的諸条件等を考慮して決定することとなっています。

採択地区は、全国で582地区あり、１地区は平均して約2.8市町村で構成されており、また道内では23地区あり、各管内の市町村を基に構成されています（表２（５ページ）参照）。

無償措置法第12条、第13条
（資料編P27､28）

## （４）採択の時期

採択の時期は、義務教育諸学校用教科書については、使用年度の前年度の８月31日までに行わなければならないこととされています。高等学校用教科書については、法令上定めはありませんが、需要数報告との期限との関係で、ほぼ同じ時期に採択が行われます。

無償措置法施行令第14条
（資料編P29）

## 表２　本道の採択地区及び教科書センター

| 管内 | 採択地区名 | 採択地区 | | 教科書センター | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 市町村数 | 構成市町村 | 市町村数 | 設置市町村 |
| 石狩 | 第１採択地区 | 7 | 江別市・千歳市・恵庭市・北広島市・石狩市・当別町・新篠津村 | 3 | 江別市・千歳市・石狩市 |
| | 第15採択地区 | 1 | 札幌市 | | |
| 渡島 | 第２採択地区 | 10 | 北斗市・松前町・福島町・木古内町・知内町・七飯町・森町・鹿部町・八雲町・長万部町 | 3 | 福島町・森町・八雲町 |
| | 第16採択地区 | 1 | 函館市 | 1 | 函館市 |
| 檜山 | 第３採択地区 | 7 | 江差町・厚沢部町・上ノ国町・乙部町・奥尻町・今金町・せたな町 | 4 | 江差町・乙部町・今金町・せたな町 |
| 後志 | 第４採択地区 | 19 | 余市町・仁木町・赤井川村・古平町・積丹町・神恵内村・泊村・岩内町・共和町・蘭越町・黒松内町・寿都町・島牧村・倶知安町・京極町・喜茂別町・ニセコ町・留寿都村・真狩村 | 4 | 余市町・岩内町・寿都町・倶知安町 |
| | 第18採択地区 | 1 | 小樽市 | 1 | 小樽市 |
| 空知 | 第５採択地区 | 23 | 夕張市・美唄市・芦別市・赤平市・三笠市・滝川市・砂川市・歌志内市・深川市・南幌町・上砂川町・奈井江町・由仁町・長沼町・栗山町・月形町・浦臼町・新十津川町・妹背牛町・秩父別町・雨竜町・北竜町・沼田町 | 8 | 夕張市・美唄市・芦別市・赤平市・三笠市・滝川市・深川市・栗山町 |
| | 第23採択地区 | 1 | 岩見沢市 | 1 | 岩見沢市 |
| 上川 | 第６採択地区 | 22 | 士別市・名寄市・富良野市・当麻町・比布町・上川町・東川町・美瑛町・和寒町・剣淵町・下川町・愛別町・鷹栖町・東神楽町・上富良野町・中富良野町・南富良野町・占冠村・美深町・中川町・音威子府村・幌加内町 | 4 | 士別市・名寄市・富良野市・上川町 |
| | 第17採択地区 | 1 | 旭川市 | 1 | 旭川市 |
| 留萌 | 第７採択地区 | 8 | 留萌市・増毛町・小平町・苫前町・羽幌町・初山別村・遠別町・天塩町 | 2 | 留萌市・羽幌町 |
| 宗谷 | 第８採択地区 | 10 | 稚内市・猿払村・浜頓別町・中頓別町・枝幸町・礼文町・利尻富士町・利尻町・豊富町・幌延町 | 5 | 稚内市・浜頓別町・枝幸町・礼文町・利尻町 |
| ｵﾎｰﾂｸ | 第９採択地区 | 18 | 網走市・北見市・紋別市・美幌町・津別町・大空町・斜里町・清里町・小清水町・訓子府町・置戸町・佐呂間町・遠軽町・湧別町・滝上町・興部町・雄武町・西興部村 | 8 | 網走市・北見市・紋別市・美幌町・斜里町・佐呂間町・遠軽町・興部町 |
| 胆振 | 第10採択地区 | 9 | 登別市・伊達市・壮瞥町・豊浦町・洞爺湖町・白老町・厚真町・安平町・むかわ町 | 1 | 伊達市 |
| | 第19採択地区 | 1 | 室蘭市 | 1 | 室蘭市 |
| | 第24採択地区 | 1 | 苫小牧市 | 1 | 苫小牧市 |
| 日高 | 第11採択地区 | 7 | 日高町・平取町・新冠町・浦河町・様似町・えりも町・新ひだか町 | 3 | 日高町・浦河町・新ひだか町 |
| 十勝 | 第12採択地区 | 18 | 芽室町・中札内村・更別村・清水町・新得町・鹿追町・士幌町・上士幌町・音更町・幕別町・池田町・本別町・豊頃町・浦幌町・広尾町・大樹町・足寄町・陸別町 | 4 | 清水町・上士幌町・幕別町・池田町 |
| | 第21採択地区 | 1 | 帯広市 | 1 | 帯広市 |
| 釧路 | 第13採択地区 | 6 | 厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町 | 3 | 浜中町・標茶町・白糠町 |
| | 第20採択地区 | 2 | 釧路市・釧路町 | 1 | 釧路市 |
| 根室 | 第14採択地区 | 5 | 根室市・別海町・標津町・中標津町・羅臼町 | 2 | 根室市・標津町 |
| 計 | | 179 | | 62 | |

## （５）開かれた採択

教科書採択に関しては、保護者をはじめ国民により開かれたものにしていくことが必要です。具体的には、教科用図書選定審議会や選定委員会等の委員に保護者代表を加えていくなど、保護者等の意見がよりよく反映されるような工夫をすることが求められています。

また、無償措置法及び無償措置法施行規則により、義務教育諸学校については、採択権者が採択を行ったときは、遅滞なく、①当該教科書の種類、②当該教科書を採択した理由、③教科書研究のために作成した資料、④採択地区協議会の会議の議事録の公表の努力義務が規定されています。また、地教行法により、教育委員会の会議の議事録について、作成・公表の努力義務が規定されています。

無償措置法第15条（資料編P28）、同法施行規則第7条（同P31）

## ４ 教科書採択の公正確保

教科書の採択に関する宣伝行為等については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（いわゆる独占禁止法）第2条第9項の規定により指定された「教科書業における特定の不公正な取引方法」（以下「特殊指定」という。）などに基づいて、公正確保が図られてきましたが、教科書採択の方法が整備されたことなどを理由として、平成18年９月１日をもって特殊指定が廃止されました。

現在は、教科書採択の公正確保のため、次のような取組が行われています。

### （１）独占禁止法による規制

他社の教科書の中傷・誹謗や採択に際しての不当な利益供与は、独占禁止法第２条第９項の規定により指定された「不公正な取引方法」（いわゆる一般指定）により、引き続き、禁止されています。

独占禁止法第2条、第19条（資料編P31、32）

これを受け、一般社団法人教科書協会においては、「教科書宣伝行動基準」を策定しましたが、平成27年度、複数の教科書発行者が、厳格な情報管理が求められている検定申請本を教員等に閲覧させた上で意見を聴取し、意見聴取の対価として金品を支払っていた事案があったことを受けて、より実効的な自主規範として「教科書発行者行動規範」が制定され、具体的な禁止事項を明示しています。

教科書検定規則実施細則第5第1項第3号②（資料編P31）

### （２）文部科学省による教科書発行者に対する指導

文部科学省は、上記のほか、発行者や採択関係者に対して、採択の公正確保の観点から制限が必要な事項について通知を発出し、指導を行っています。

教科書採択における公正確保について【文部科学省通知】（資料編P13～15）

この通知においては、

ア　各教育委員会等への教科書見本の送付上限部数、送付時期
イ　教科書見本送付の際の内容解説資料等同送の禁止
ウ　採択関係者への教科書見本の献本や貸与の禁止
エ　検定申請本等の営業活動への使用や採択関係者その他第三者への提供･開示の禁止
オ　採択関係者等を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等へ従事させることの制限
カ　採択期間中における講習会又は研修会等の主催や関与の禁止
キ　採択関係者の自宅訪問の禁止
ク　採択の勧誘を目的とした金銭等の供与やその申出の禁止
ケ　他の発行者やその教科書の内容に関する誹謗中傷の禁止

などについて求めています。

### （３）文部科学省による教育委員会等への指導

上記（１）に示した不適切な事案において、不適切な行為の対象となった教員等の中には、調査員等として、その後の教科書採択に関与する立場となった者が少なからず含まれていました。

こうした教科書採択の公正性･透明性に疑念を生じさせる事態の発生を受け、文部科学省においては、今後の教科書採択に当たって、いかなる疑惑の目も向けられることのないよう、各都道府県教育委員会に対して通知を発出し、公正確保の徹底を指導しています。

教科書採択における公正確保の徹底等について【文部科学省通知】（資料編P10～13）

この通知においては、

ア　教科用図書選定審議会や調査員等の選任について、教科書採択に直接の利害関係を有する者のほか、特定の教科書発行者と関係を有する者を選任することは適当ではないこと
イ　教科書発行者に対し、送付上限部数を超える教科書見本の献本や貸与を求めることのないよう学校・教員等を指導すること
ウ　採択権者は、外部からの働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、自らの権限と責任において公正かつ適正な採択を行うこと
エ　厳格な管理が求められている検定申請本は営業活動（それと実質的に同視され得る活動を含む。）への使用が禁止されていることについて、学校・教員等に周知徹底すること
オ　教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせないよう、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、学校・教員等を指導すること
カ　教科書発行者による不適切な行為を確認した場合は、文部科学省に情報提供を行うこと
キ　採択権者の権限と責任を明確化し、採択手続きの適正化に努めること

ク　教科書の採択に関する情報の積極的な公表に努めること
などについて求めています。

## （４）道教委による市町村教育委員会等への指導

道教委においては、文部科学省の指導を受け、新たに通知を発出し、市町村教育委員会や学校・教職員等に対し、教科書採択の公正性・透明性の確保に万全を期すよう、

ア　道教委において定めている北海道教科用図書選定審議会委員の欠格条項について、委員となることができない用件の規定が不明確であったため、これを改正したことから、各採択地区においても同様に、調査員等の欠格条項を定め規約等において明確に示すこと

イ　過当な宣伝行為等への対処に関わり、文部科学省から教科書発行者に対して指導した内容を教職員等に周知するとともに、教科書発行者の違反行為を確認した場合は、道教委に報告すること

ウ　検定申請本の取扱いについて、教科書発行者は、その内容が他の者の知るところとならないよう適切に管理しなければならないことが規定されていることから、教科書採択を勧誘するための営業活動（それと実質的に同視され得る活動を含む。）に使用することは一切認められないので、この旨教員等に周知徹底すること

エ　教職員等が教科書発行者の主催する会議等への出席を依頼された場合や出席した場合及び教科書発行者による学校訪問等により教科書への意見を求められた場合等、教科書発行者への対応をした場合、教職員等は所属長等に届け出ることとしたこと

また、この場合、労務の対価として金銭を受け取るときは、営利企業従事等の許可を受けなければならないなど、法令や条例、規則等の規定を遵守すること

オ　採択に関する保護者や地域住民の理解や信頼を得るため、教科書の採択結果、採択理由、採択までの経過等について、ホームページや広報誌への掲載など、多くの方ができる限り容易に閲覧できる方法で公開すること

等について指導しています。

教科書採択における公正性・透明性の確保について
【道教委通知】
（資料編P16～22）

# ＜関係通知・法令等＞

## 【通知】

### １　文部科学省通知

### ○　教科書採択における公正確保の徹底等について（抄）
### （平成28年３月31日付け27文科初第1777号　各都道府県教育委員会教育長あて　文部科学省初等中等教育局長通知）

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たしている主たる教材であり、その採択については、公立学校については当該学校を所管する教育委員会が、国立学校及び私立学校については当該学校長が権限を有しています。

このため、教科書採択は、これらの採択権者の権限と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たすことが重要となります。

平成27年度においては、平成26年度以前に、複数の教科書発行者が厳格な情報管理が求められている検定申請本を教員等に閲覧させた上で意見を聴取した事案や、また、その対価として金品を支払っていた事案等が発覚したことを受けて、都道府県教育委員会等の協力の下、教科書採択への影響等について調査を行ったところであり、その結果について，本日公表したところです。

さらには、このような不適切な行為の対象となった教員等の中に、調査員等として、その後の教科書採択に関与し得る立場となった者が少なからず含まれていたことにより、結果として、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる事態に至ったことについては、非常に遺憾であります。

当該教員等に対しては、任命権者及び服務監督権者において、事案当時における職制や採択への関与の有無・程度等を踏まえた上で、法令や各自治体が定める条例・規則等にのっとり、厳正に対処していただくようお願いします。

今回の事案の反省に立った上で、平成28年度以降における教科書採択に当たっては、いかなる疑惑の目も向けられることのないよう、公正性・透明性の確保を徹底することが必要となります。

ついては、今回の事案及び平成27年度における教科書採択の状況調査の結果も踏まえ、今後の教科書採択に当たって、特に留意すべき事項を下記のとおり取りまとめましたので、貴教育委員会の委員及び関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立学校及び私立学校を含む全ての学校、教員等その他全ての関係者に対して周知いただくとともに、これらの関係者と密に連携の上、教科書採択の公正性・透明性の確保に万全を期すようお願いします。

おって、この通知の写しを附属学校を置く国立大学法人の長及び都道府県知事宛てに送付しますので、国立大学法人及び私立学校担当部署と協力し、域内の国立学校及び私立学校に対する周知をお願いします。

なお、教科書採択に関する事務処理の詳細については、別途通知しますので、これも十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いします。

記

#### １　教科書採択の公正確保の徹底について

（1）教科用図書選定審議会委員又は調査員等の選任について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号。以下「無償措置法」という。）第11条の規定により各都道府県に置かれる教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号。以下「無償措置法施行令」という。）第９条第２項の規定により、教科書採択に直接の利害関係を有する者は委員となることができないとされているが、各教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等についても、教科書採択に直接の利害関係を有する者を選任することは不適当であること。また、教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、個別に意見聴取を受け、著作・編集活動に一定の協力を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を、選定審議会委員又は調査員等として選任することは適当ではないこと。

このため、選定審議会委員や調査員等の選任及びこれらの者の具体の審議や調査研究に当たっては、追って送付する著作編修関係者名簿を確認するとともに、各教育委員会内の関係部署とも連携し、教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

※　なお、平成29年度以降における教科書採択に当たっては、採択権者の便宜のため、著作編修関係者名簿のほか、教師用指導書の執筆者についても、教科書発行者から都道府県教育委員会に対して情報提供を行う予定としているため、あらかじめ承知願いたい。

（2）教科書見本の取扱いについて

○　教科書発行者から各教育委員会等に対して送付することができる教科書見本の種類・部数の上限については、毎年度、文部科学省から教科書発行者に対して通知しており、それを超える教科書見本の送付、又は教育委員会関係者若しくは教員等の学校関係者その他教科書採択に関与する者に対する献

本若しくは貸与は認められていないこと。
　このため、これらの者から教科書発行者に対しても、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう留意すること。
※　なお，各教育委員会等に対して送付することができる教科書見本の部数の上限については，平成29年度以降における教科書採択に向けて、平成28年度中に検討を行い，別途通知することとしているため、あらかじめ承知願いたい。
○　上記にかかわらず、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和23年文部省令第15号）第14条の規定により、都道府県教育委員会から文部科学省への教科書需要数の報告期限とされている９月16日より後の期間において、各学校における翌年度の授業研究・教材研究等のために、採択権者がその管理する学校の意向を取りまとめた上で、採択した教科書の見本の献本について、教科書発行者に対して任意の協力を依頼することは差し支えないこと。ただし、献本を依頼する部数については、当該採択権者が管理する学校数を上限とすること。
　その際、９月16日以前の期間に、明示的であると否とを問わず、教科書発行者に対して９月16日より後の期間に教科書見本を献本するよう求める行為は厳に慎むこと。

(3) 過当な宣伝行為等への対処について
○　採択期間中において、教科書発行者が、教育委員会関係者や学校関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝行為を個別に行うことは、特段の問題はないものとされているが、その宣伝行為により、採択権者の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、文部科学省から各教科書発行者に対しては、過当な宣伝行為等を慎むよう指導を行うとともに、一般社団法人教科書協会においても「教科書宣伝行動基準」の見直しを行い、より実効的な自主規範として、追って送付する「教科書発行者行動規範」を定めることとしている。このため、各教育委員会等においても、これらを十分に踏まえ、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。
　その際、文部科学省の指導や「教科書発行者行動規範」に違反する行為について、教科書発行者に対して求めることのないようにすることはもとより、教科書発行者から申出があった場合にもその申出を明確に断るよう留意すること。
○　教科書発行者に限らず、外部からの働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の権限と責任において公正かつ適正な教科書採択を行うこと。
　教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに当たっては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めておくなど、適切な審議環境の確保に努めること。
○　都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて状況を適切に把握し、過当な宣伝行為その他外部からの不当な働きかけ等により教科書採択の公正確保に関し問題が生じていると考えられる場合には、各市町村教育委員会・学校等において適切な措置を講ずるよう指導するとともに、速やかに文部科学省宛てに報告すること。
　また、仮に、円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には、警察等の関係機関とも連携を図りながら、毅然とした対応を取ること。
○　文部科学省から教科書発行者に対しては、宣伝行為等の過熱を防止するため、９月16日以前の期間においては、教科書に関する講習会又は研修会等を主催しないよう、また、関与することのないよう指導しているところであり、各教育委員会・学校等においてもその趣旨を理解した上で、適切に対応すること。
※　「講習会又は研修会等」とは、２以上の学校の教員等を対象としたものを想定しているが、疑義が生じる場合には、文部科学省宛てに問い合わせ願いたい。
※　公正確保を前提とした教科書発行者による合同の説明会については、平成28年度中に具体化に向けた検討を行う予定であるため、あらかじめ承知願いたい。

(4) 検定申請本の取扱いについて
○　検定申請本は行政処分の対象であり、教科書発行者に対して、その内容について厳格な情報管理が求められていることから、教科書採択を勧誘するための営業活動（それと実質的に同視され得る活動を含む。）に使用することは一切認められていないものであり、その旨を、教科書検定制度の意義・役割とともに、全ての学校・教員等に対して周知を徹底すること。
○　追って送付する著作編修関係者名簿に記載された教科書の著作・編集者等及び教師用指導書の執筆者については、検定期間中に検定申請本又はその内容の一部を了知することとなり、これらの者については特定の教科書発行者と関係を有することから、これらの者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

(5) 教科書発行者との関係について
○　質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教員等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教員等から意見を聴取することは、大きな意義を有するものであること。
○　一方で、仮に教科書発行者と教員等の認識が教科書の著作・編集活動の一環であったとしても、一

般の国民ないしは地域住民から見れば、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為とも受け止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての学校・教員等に対して指導を徹底すること。具体的には,

・　教員等が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る場合、また、場合によっては金銭等を受け取らない場合であっても、その可否・手続等については、法令や各自治体が定める条例・規則等に従う必要がある旨の周知を行うこと
・　服務監督権者において、事前・事後を問わず、教員等からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行うこと
・　教員等が、法令等に違反して、教科書発行者による不適切な行為に関与し、又は荷担した場合には当該教員等に対して、懲戒処分も含めて厳正に対処すること

等が考えられる。

特に、教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教員等の関与若しくは荷担の内容・程度によっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第33条（信用失墜行為の禁止）又は第38条（営利企業への従事等の制限）の規定に違反することにもなり得ることに留意すること。

(6) 文部科学省に対する情報提供について

本通知及び「教科書発行者行動規範」に違反する行為をはじめとして、教科書発行者による不適切な行為を確認した場合には、速やかにその所属する教育委員会・学校等に対して報告すべき旨を、全ての教員等に対して指導すること。

また、報告を受けた教育委員会・学校等にあっては、その行為が採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものである場合には、都道府県教育委員会を通じて、文部科学省に対して速やかに情報提供を行うこと。

## ○　教科書採択の公正確保について
## （平成28年4月27日付け28文科初第200号　各教科書発行者あて
## 文部科学省初等中等教育局長通知）

平成27年度においては、多くの教科書発行者において、検定申請本の内容の外部への流出を伴う不適切な行為が行われていたことが明らかとなり、大きな問題となりました。
また、平成28年度使用教科書の採択勧誘のための宣伝行為等についても、従来より、過当な宣伝行為として行わないよう求めてきた教員等への教科書見本の献本や自宅訪問等の行為が行われた事案が数多く報告されたところです。

これらの行為は、これまでの文部科学省からの指導に反するだけではなく、一般社団法人教科書協会が業界団体として自主的に定めた「教科書宣伝行動基準」からも逸脱する行為であり、これらの行為により、教科書採択の公正性・透明性に強い疑念を生じさせたことについては、極めて遺憾であります。

教科書協会においては、今回の反省に立って同基準を見直し、より実効性のある自主規範として、「教科書発行者行動規範」を定めることとしていますが、各教科書発行者においては、全ての児童生徒が学校の授業や家庭における学習活動において使用する教科書を発行するという教科書発行者としての自覚と責任を認識した上で、教科書発行者行動規範（同規範の策定前にあっては教科書宣伝行動基準）に定める事項及び下記事項を社内の全ての職員に対して周知するとともに、遵守を徹底し、その発行する教科書の種類・学校段階の別にかかわらず、著作・編集から検定、採択、供給に至るまでの教科書作成に係るあらゆる段階において、教科書採択の公正確保に努めていただくよう要請します。

なお、平成28年４月以降、本通知又は教科書発行者行動規範（同規範の策定前にあっては教科書宣伝行動基準）に違反し、又は逸脱する行為が確認された場合には、文部科学省ホームページ等において当該事案を公表することとなりますので、御留意ください。

記

（採択期間における教科書見本の取扱いについて）

平成28年度においては、平成29年度使用教科書が採択されることとなるが、小学校及び中学校用教科書については、基本的に平成27年度と同一の教科書が採択されることとなるため、平成28年度においては、平成27年度に新たに検定を経た高等学校用教科書の見本に限り送付することができるものとし、その送付先と送付部数の上限は下記のとおりとする。

［高等学校］

・都道府県教育委員会：各６部
・高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する市町村教育委員会：各１部
・高等学校：各１部
・教科書センター：各１部

【留意事項】

・　上記の部数は送付することができる教科書見本の上限部数であるが、採択事務に支障の生じないよう、特に都道府県教育委員会及び実際に教科書の採択を行う採択権者（公立学校については当該学校を所管する教育委員会、国立学校及び私立学校については当該学校長）に対しては、可能な限り漏れなく送付するよう配慮すること（ただし、職業に関する教科については、各１部を送付することとしても差し支えない。）。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第３条の規定により、教育長及び教育委員の合計人数が６人以上となる場合には、増加した人数１人につき１部を上限として送付することができること。

・　同様に、採択事務に支障の生じないよう、教科書見本については作成し次第、速やかに送付することとし、４月末日（教科書センターに対しては５月末日）までに送付が完了するよう努めること。

・　上記のとおり、教科書見本を送付することができるのは、平成27年度に新たに検定を経た教科書のみであるが、平成29年度に新たに設置される高等学校に対しては、採択権者の求めに応じ、それ以外の教科書の見本についても１部を上限として送付することができること。また、小学校及び中学校用教科書の見本については、原則として送付することができないが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第２号）第６条第３号又は第４号に掲げる場合には、採択権者の求めに応じ、教科書見本を必要部数送付することができること。

・　教科書見本の送付に当たっては、内容解説資料その他一切の資料について、併せて送付することは認められていないこと。

・　教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和23年文部省令第15号）第８条第２項の規定により、都道府県教育委員会（教科書センター）において保存されている教科書見本を教科書展示会に出品しようとするときは、同条第3項の規定により、その旨を文部科学大臣及び都道府県教育委員会に対して、５月末日までに通知すること。

・　上記によるものを除き、教科書見本を、教育委員会関係者又は教員等の学校関係者その他教科書採択に関与する者（以下「採択関係者」という。）に対して献本又は貸与することは認められないこと（採択関係者からの求めに応じて献本又は貸与することも同様に認められない。）。

（採択期間終了後における教科書見本の取扱いについて）

都道府県教育委員会から文部科学省への教科書需要数の報告期限である９月16日より後の期間において、採択権者の求めに応じて、その管理する学校数を上限として、当該採択権者が採択した教科書の見本を採択権者に献本することは差し支えないこと。

（検定申請本の取扱いについて）

平成28年度においては、高等学校用の教科書及び小学校用の教科書（特別の教科　道徳）の検定が行われることとなるが、当該検定に係る検定申請本の取扱いについては、教科用図書検定規則実施細則（平成元年10月17日文部大臣裁定）の規定のほか、下記事項を遵守すること。

○　検定申請本及びその内容を、教科書採択を勧誘するための営業活動（実質的にこれと同視され得るものを含む。）に使用してはならないこと。

○　検定申請本及びその内容については、編著作者及び編集協力者（検定申請の際に「著作編修関係者名簿」に記載した者に限る。）のほか、教師用指導書の執筆者に対してその執筆に当たって必要な部分を提供する場合を除いては、採択関係者その他の第三者に対して提供又は開示を行ってはならないこと。

○　教師用指導書の執筆者に検定申請本の内容の一部を提供するに当たっては、情報の取扱いに関する誓約書を取り交わした上で提供するとともに、翌年度以降の教科書採択に当たって、当該執筆者の氏名及び提供した検定申請本の内容に関する情報を都道府県教育委員会等に対して提供することができるよう適切な情報管理を行うこと。

（過当な宣伝行為等について）

採択権者による教科書採択の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、下記事項を遵守するなど、過当な宣伝行為等については厳に慎むこと。

○　採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の職員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に従事させないこと。

○　９月16日以前の期間において、教科書に関する講習会又は研修会等を主催せず、原則として関与しないこと。また、同期間において、編著作者、編集協力者及び教師用指導書の執筆者をこれらに関与させないこと。

○　教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行うと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。

○　採択関係者の自宅訪問は行わないこと。

○　９月16日より後の期間に教科書見本を献本すること又は教科書に関する講習会若しくは研修会等を開催することを約することをもって、教科書採択の勧誘を行わないこと。

○　学校又は児童生徒への教科書供給の過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の商品の宣伝行為を行わないこと。

（不当な利益供与の禁止について）
教科書宣伝行動基準はもとより、今後定められる教科書発行者行動規範を遵守し、採択関係者に対して、教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせかねない形での金銭その他の利益の供与又はその申出については、絶対に行わないこと。

（その他留意すべき事項について）
いかなる理由があろうとも、自ら行うと第三者をしてであるとを問わず、他の教科書発行者及びその発行する教科書の内容に関する誹謗中傷を行わないこと。

## ○　高等学校用教科書の採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる不適切な行為に関する調査結果等及び「教科書発行者行動規範」の制定について（抄）
## （平成28年９月９日付け28文科初第806号　各都道府県教育委員会、各指定都市教育委員会等あて　文部科学省初等中等教育局長通知）

高等学校用教科書の採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる不適切な行為に関し、教科書発行者による内部調査の結果に基づいて、先般、都道府県教育委員会等に対して情報提供を行い、教科書採択への影響等について調査を依頼したところですが、本日、その調査結果を取りまとめ公表しました。
調査結果においては、該当のあった全ての都道府県教育委員会及び高等学校等から、教科書採択は公正に行われており、教科書採択の結果に対する不当な影響はなかった旨の報告を受けておりますが、一方で、教科書採択を巡っては、昨年度来、今般の調査結果によるものも含めて、その公正性・透明性に疑念を生じさせる不適切な行為が相次いで明らかとなっており、全ての児童生徒が必ず用いることとなる教科書に対する信頼を大きく揺るがしかねない事態に至っていることは、極めて遺憾であります。
特に公立の高等学校等において使用する教科書については、高等学校等ごとに異なる教科書を採択することが可能であり、各高等学校等の希望を聴取した上で教育委員会が採択を行うことが通例となっていることから、今般の事案を受けて、採択権者（公立学校にあっては当該学校を所管する教育委員会、国立学校及び私立学校にあっては当該学校の長）においては、高等学校用教科書の採択結果やその理由等について説明責任を十分に果たし、公正性・透明性を確保することが肝要となります。
とりわけ、今般の調査結果により不適切な行為が確認された高等学校等に関しては、当該高等学校等及び当該学校を所管する教育委員会により、在籍する生徒やその保護者、さらには地域住民等に対して、教科書採択の結果や理由等について適切に説明責任を果たすことが必要です。
加えて、「教科書の発行に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令の公布、施行について」（平成28年７月６日付け初等中等教育局長通知）において通知したとおり、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和23年文部省令第15号）を改正し、平成29年度に高等学校等において使用する教科書に限り、都道府県教育委員会から文部科学大臣に対する需要数の報告期限を本年10月31日まで延長していることから、国立学校及び私立学校において使用する教科書も含めて、全ての採択権者において、改正の趣旨も踏まえて、自らが管轄する域内及び高等学校等における不適切な行為の有無あるいは今般公表した調査結果等も勘案した上で、平成29年度に使用する教科書の採択を自らの権限と責任において公正かつ公平に行うようお願いします。
今般の調査結果において、不適切な行為が確認された高等学校等における教科書採択の結果等の公表状況及び平成29年度に使用する教科書の採択結果については、当該教科書の需要数の報告期限である本年10月31日以降、別途報告を依頼する予定としておりますので、あらかじめ御承知置きください。
また、昨年度来、明らかとなっている教科書発行者による一連の不適切な行為を受けて、一般社団法人教科書協会が「教科書宣伝行動基準」の見直しに向けた検討を行っていたところですが、より実効的な自主規範として「教科書発行者行動規範」が制定され、本日、文部科学大臣に対してその旨の報告がありましたので、同行動規範について、全ての教育委員会関係者、全ての学校関係者に対して周知いただくようお願いします。
特に、「教科書採択における公正確保の徹底等について」（平成28年３月31日付け初等中等教育局長通知）において通知したとおり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教員等から意見を聴取することは大きな意義を有するものと考えておりますが、一方で、当該意見聴取が不適切な形で行われ、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるようなことはあってはならず、教員等が教科書発行者による不適切な行為に関与又は荷担することのないようくれぐれも御注意いただくとともに、万が一、行動規範に違反する行為その他の教科書発行者による不適切な行為を確認した場合には、速やかに文部科学省に対して情報提供を頂きますようお願いします。
なお、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対して、本通知の内容等について周知をお願いします。

## ２　北海道教育委員会通知

### ○ 教科書採択における公正性・透明性の確保について（抄）
### （平成28年６月22日付け教義第555号　各道立学校長、各市町村教育委員会教育長等あて　北海道教育委員会教育長通知）

教科書は、全ての児童生徒が学校の授業や家庭における学習活動において必ず用いることとなる極めて公共性の高いものであり、その採択は、いかなる疑惑の目も向けられることのないよう、高い公正性・透明性が確保され、静ひつな環境の中で適切に行われる必要があります。

そのため、教科書採択の公正確保については、これまでも万全を期していただくようお願いしてきたところですが、昨年度、教科書発行者（以下「発行者」という。）による採択の公正性・透明性に疑念を生じさせかねない事案があったことを受けて、文部科学省が発行者に対して求めた自己点検・検証結果の報告に関する情報提供に基づき、北海道教育委員会では本年１月から３月にかけて「教科書発行者による自己点検・検証結果に関する調査」を実施し、その結果、本道において多くの教職員等が厳格な情報管理が求められている検定申請本を閲覧する行為や、発行者から意見聴取に係る謝礼を受領していたこと、さらにはこのような不適切な行為の対象となった教職員等の中に教科用図書採択地区協議会等の調査員等として、その後の教科書採択に関与しうる立場となった者が少なからず含まれていたことが明らかとなったことは、誠に遺憾であり、重く受け止めているところです。

もとより質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教職員等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、発行者が教職員等から意見を聴取することは、大きな意義を有するものでありますが、一方で、保護者や地域住民から見れば教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為とも受け止められかねないことから、教職員等は発行者と健全かつ適切な関係を保つ必要があります。

また児童生徒の教育に携わる教職員等の教育公務員は、その職責などから高い倫理観が求められており、一人ひとりが教育公務員としての使命と責任を深く自覚し、自らを厳しく律し行動するとともに、法令等を遵守し、厳正な服務規律の確保に努めなければなりません。

こうしたことを踏まえ、今後の教科書採択について、特に留意すべき事項を別紙のとおり整理しましたので、貴所属の関係職員及び所管する学校の全ての教職員に周知徹底を図り、教科書採択の公正性・透明性の確保に万全を期すよう、お願いします。

別紙

教科書採択における公正性・透明性の確保に係る留意すべき事項について

１　教科用図書採択地区協議会等の調査員等の選任について

(1) 道教委では、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」（以下「無償措置法」という。）第11条により設置する教科用図書選定審議会の委員に係る欠格条項について、「教科書発行者の自己点検・検証結果の報告に関する調査」の結果を受けて、別添１のとおり改正したこと。

これについては、平成29年度以降、各市町村教育委員会等に通知する小学校用及び中学校用教科用図書の採択基準において、教科用図書採択地区協議会等の調査員等（以下、「調査員等」という。）の欠格条項として示すこととしており、各採択地区においては、当該条項の内容を踏まえて欠格条項を定め、規約等に明確に示すこと。

(2) 各採択地区において調査員等を選任するに当たっては、所属長や市町村教育委員会等への届出（以下の４に示す届出）の内容を確認するとともに、各採択地区で定める欠格条項を踏まえ適切な者を選任し、採択の公正性・透明性に疑念を生じさせないよう十分留意すること。特に、義務教育諸学校の教科書採択に関して、２以上の市町村の区域からなる共同採択地区においては、当該届出の内容について同一採択地区内の市町村教育委員会において情報を共有すること。

２　過当な宣伝行為等への対処について

文部科学省から教科書発行者（以下、「発行者」という。）に対しては、別添２「教科書採択の公正確保について」（平成28年４月27日付け28文科初第200号文部科学省初等中等教育局長通知）により、教科書採択の公正確保について諸事項の遵守を要請しており、各所属においては、改めて教職員等に対して発行者あての通知内容について周知するとともに、発行者に違反する行為があったことを確認した場合は、別添３「教科書採択に関する公正確保について」（平成28年１月13日付け教義第1658号学校教育局義務教育課長通知）に基づき、義務教育課長に報告すること。

特に、過当な宣伝行為については、文部科学省から発行者に対して、採択権者による教科書採択の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、下記事項を遵守するなど、厳に慎むよう指導しているので留意す

ること。
・　採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（発行者の職員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に従事させないこと。
・　９月16日以前の期間において、教科書に関する講習会又は研修会等を主催せず、原則として関与しないこと。また、同期間において、編著作者、編集協力者及び教師用指導書の執筆者をこれらに関与させないこと。
・　教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行うと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。
・　採択関係者の自宅訪問は行わないこと。
・　９月16日より後の期間に教科書見本を献本すること又は教科書に関する講習会若しくは研修会等を開催することを約することをもって、教科書採択の勧誘を行わないこと。
・　学校又は児童生徒への教科書供給の過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の商品の宣伝行為を行わないこと。

３　検定申請本の取扱いについて

教科書検定制度は、教科書の著作・編集を民間に委ねることにより、著作者の創意工夫に期待するとともに、検定を行うことにより、適切な教科書を確保することをねらいとして設けられているが、検定審査中に、検定申請本に関する情報が外部に漏出した場合、中立、公正で円滑な審査に支障を生ずる恐れがあることから、静ひつな審査環境を確保するため、「教科用図書検定規則実施細則」第５において、発行者に対しては検定申請本の内容が当該者以外の者の知るところとならないよう適切に管理することが規定されており、教科書採択を勧誘するための営業活動（それと実質的に同視され得る活動を含む。）に使用することは一切認められていないので、この旨教職員等への周知を徹底すること。

４　発行者への対応に関する届出について

(1) 教職員等が、発行者の主催する会議等への出席等の対応を依頼された場合は、その目的、内容を十分確認の上、次により当該対応について事前に届出を行い、対応後に報告を行うこと。

ア　市町村立学校職員

別紙様式１により会議等への出席前に校長へ届出を行い、出席後、実際の内容について校長を経由して市町村教育委員会へ報告を行うこと。

また、市町村教育委員会は当該報告の内容を確認後、その写しを所管の教育局長へ提出すること。

イ　市町村教育委員会職員、道立学校職員及び北海道教育庁職員

別紙様式２により会議等への出席前に所属長へ届出を行い、出席後、実際の内容について所属長へ報告を行うこと。

なお、道立学校長にあっては、その写しを所管の教育局長に提出すること。

(2) 発行者による学校訪問等により教科書への意見を求められた場合等、事前に届出を行うことが困難な場合は、上記１(1)による対応後の報告等を行うこと。

(3) 発行者の主催する会議等に参加し、労務の対価として金銭を受け取るときは、地方公務員法第38条に基づき営利企業従事等の許可を受けなければならないなど、法令や条例、規則等の規定を遵守すること。

また、公務員倫理条例等で、事業者等から金銭の供与を受けた者に報告が義務付けられているなどの定めがある場合は、当該報告を行うこと。

（※　別添「教科書発行者への対応に関する届出の流れと留意事項」参照。）

５　教科書の採択に関する情報の公表について

各市町村教育委員会及び道立学校においては、採択に関する保護者や地域住民の理解や信頼を確保するため、教科書の採択結果、採択理由及び採択までの経過等について丁寧に説明すること。特に義務教育諸学校について、採択権者である市町村教育委員会には、無償措置法第15条により当該事項の公表に関し努力義務が課せられていることを踏まえ、ホームページや広報誌等への掲載、市町村の情報コーナーや教育委員会の一定の場所に備え付ける等、できる限り容易な方法で閲覧できる状態にするなど、より一層積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすこと（情報公開条例等の開示請求に基づき開示することや、閲覧希望者に対してのみ個別に開示することは公表とは言えないこと。）。

＜資料＞

# 教科書発行者への対応に関する届出の流れと留意事項

## １　市町村立学校職員　【別紙様式１】

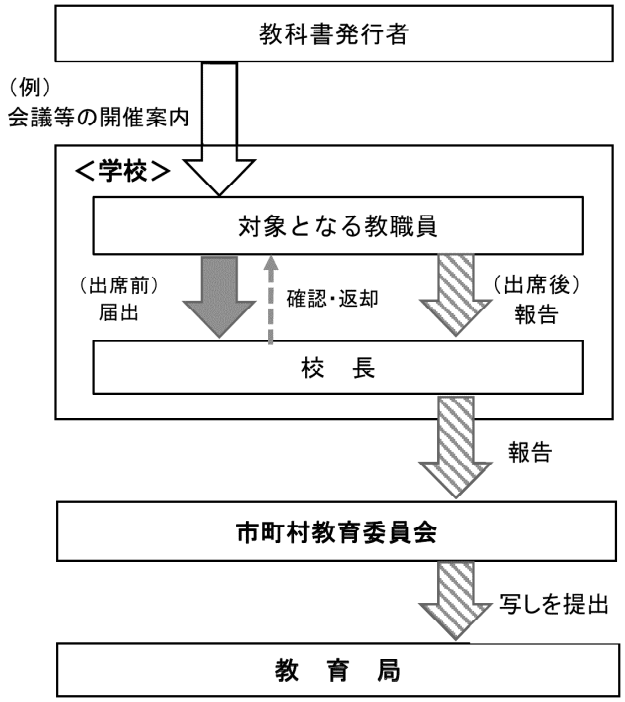


【凡例】

➡：対応前の届出

⇨：対応後の報告

＜留意事項＞

①　校長は届出の内容を確認の上、控えを１部とり、原本を当該職員に返却

②　事前に届出を行うことが困難な場合（例：事前に知らせのない発行者の学校訪問等）は、事後に対応の内容を報告（斜線矢印の部分）

＊　対応の際、教科書の公正な採択が阻害されると判断される事案があった場合は、本報告とともに、平成28年１月13日付け教義第1658号に基づき、市町村教育委員会及び教育局を通じて学校教育局義務教育課に報告

## ２　市町村教育委員会職員、道立学校職員及び北海道教育庁職員　【別紙様式２】

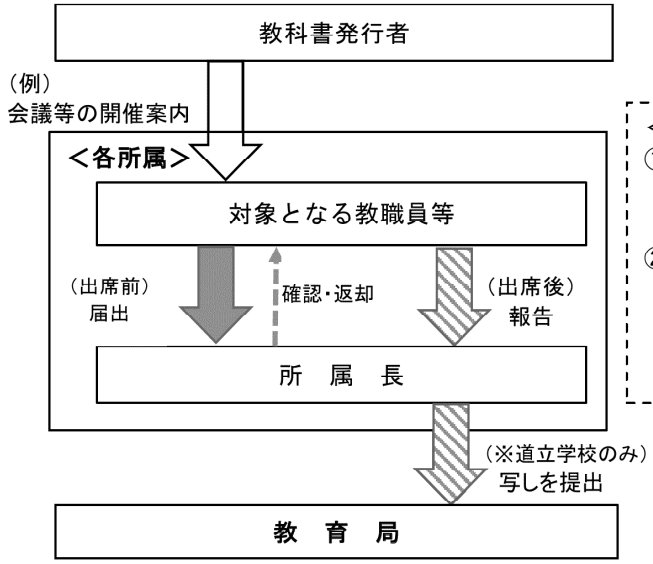


＜留意事項＞

①　校長は届出の内容を確認の上、控えを１部とり、原本を当該職員に返却

②　事前に届出を行うことが困難な場合（例：事前に知らせのない発行者の学校訪問等）は、事後に対応の内容を報告（斜線矢印の部分）

＊　対応の際、教科書の公正な採択が阻害されると判断される事案があった場合は、本報告とともに、平成28年１月13日付け教義第1658号に基づき、教育局を通じて学校教育局義務教育課に報告

## ３　その他

上記届出とは別に、法令や各市町村が定める条例・規則等の規定を遵守し、必ず必要な手続きを行うこと（例：地方公務員法第38条に基づく営利企業従事等の許可、北海道職員の公務員倫理に関する条例第13条に基づく事業者等からの贈与等の報告　等）

別紙様式１（市町村立学校職員用）

平成　　年　　月　　日

## 教科書発行者への対応等について（届出）

（所　属　長）　様

所属
職名
氏名　　㊞

このことについて、次のとおり届け出ます。

記

| | |
|---|---|
| (1)　教科書発行者名 | |
| (2)　態様 | 個別対応　　・　　会議等（名称：　　） |
| (3)　日時、場所 | 日時：平成　　年　　月　　日　　時　　分　～　　時　　分<br>場所： |
| (4)　学校種及び教科 | |
| (5)　案内文 | 有（別紙のとおり）　・　無（口頭） |
| (6)　目的<br>（案内文に記載がある場合は省略可。(7)も同じ） | |
| (7)　内容 | |
| (8)　チェック項目<br>（該当の場合は〇） | （　　）　現行の教科書についての会議等である。<br>（　　）　当該学校種・教科に係る教科書の採択期間中ではない。<br>（　　）　当該学校種・教科に係る教科書の検定期間中ではない。 |

---

平成　　年　　月　　日

## 教科書発行者への対応等について（報告）

〇〇市（町・村）教育委員会教育長　様
（　学　校　長　経　由　）

所属
職名
氏名　　㊞

このことについて、次のとおり対応しましたので、報告します。

記

| | |
|---|---|
| (1)　教科書発行者名 | |
| (2)　態様 | 個別対応　　・　　会議等（名称：　　） |
| (3)　日時、場所 | 日時：平成　　年　　月　　日　　時　　分　～　　時　　分<br>場所： |
| (4)　学校種及び教科 | |
| (5)　目的 | |
| (6)　内容 | |
| (7)　閲覧等をした対象物<br>（該当するものに〇） | （　　）　現行の教科書、教師用指導書、参考書・問題集等<br>（　　）　その他（　　） |
| (8)　金銭等の提供 | （　　）　有　　・　　（　　）　無 |
| (9)　（(8)が有の場合）内容 | 金額　　（　　）　円<br>（　　）　謝礼　　（　　）　交通費<br>（　　）　宿泊費　　（　　）　その他（　　） |
| (10)　その他特記事項 | |

＜留意事項＞
※事前の届出時に、校長は内容を確認の上、控えを1部とり、原本を当該職員に返却すること。
※網掛け部は、届出内容と同一内容の場合は記入を省略して構わないこと。
※教科書発行者が主催する会議等の案内があった場合は、点線の上段に記入の上、所属長に提出し、会議等参加後、点線の下段に記入の上、所属長を経由して所管の教育委員会に提出すること。（所属においては、写しを保管すること）
また、教育委員会は、所管の教育局に写しを送付すること。
※事前にはわからずに、教科書発行者からの求めに対応した場合は、点線の下段に記入の上、上記のとおり提出すること。

別紙様式２（市町村教育委員会職員、道立学校職員及び北海道教育庁職員用）

平成　　年　　月　　日

## 教科書発行者への対応等について（届出）

（所　属　長）　様

所属
職名
氏名　　㊞

このことについて、次のとおり届け出ます。

記

| | |
|---|---|
| (1)　教科書発行者名 | |
| (2)　態様 | 個別対応　　・　　会議等（名称：　　） |
| (3)　日時、場所 | 日時：平成　　年　　月　　日　　時　　分　～　　時　　分<br>場所： |
| (4)　学校種及び教科 | |
| (5)　案内文 | 有（別紙のとおり）　・　無（口頭） |
| (6)　目的<br>（案内文に記載がある場合は省略可。(7)も同じ） | |
| (7)　内容 | |
| (8)　チェック項目<br>（該当の場合は○） | （　　）　現行の教科書についての会議等である。<br>（　　）　当該学校種・教科に係る教科書の採択期間中ではない。<br>（　　）　当該学校種・教科に係る教科書の検定期間中ではない。 |

---

平成　　年　　月　　日

## 教科書発行者への対応等について（報告）

（所　属　長）　様

所属
職名
氏名　　㊞

このことについて、次のとおり対応しましたので、報告します。

記

| | |
|---|---|
| (1)　教科書発行者名 | |
| (2)　態様 | 個別対応　　・　　会議等（名称：　　） |
| (3)　日時、場所 | 日時：平成　　年　　月　　日　　時　　分　～　　時　　分<br>場所： |
| (4)　学校種及び教科 | |
| (5)　目的 | |
| (6)　内容 | |
| (7)　閲覧等をした対象物<br>（該当するものに○） | （　　）　現行の教科書、教師用指導書、参考書・問題集等<br>（　　）　その他（　　） |
| (8)　金銭等の提供 | （　　）　有　　・　　（　　）　無 |
| (9)　（(8)が有の場合）内容 | 金額　　（　　）　円<br>（　　）　謝礼　　（　　）　交通費<br>（　　）　宿泊費　　（　　）　その他（　　） |
| (10)　その他特記事項 | |

＜留意事項＞
※事前の届出時に、所属長は内容を確認の上、控えを1部とり、原本を当該職員に返却すること。
※網掛け部は、届出内容と同一内容の場合は記入を省略して構わないこと。
※教科書発行者が主催する会議等の案内があった場合は、点線の上段に記入の上、所属長に提出し、会議等参加後、点線の下段に記入の上、所属長に提出すること。また、所属長は事後の報告を受理後、所管の教育局に写しを送付すること。
※事前にはわからずに、教科書発行者からの求めに対応した場合は、点線の下段に記入の上、上記のとおり提出すること。

別添１

# 北海道教科用図書選定審議会委員の欠格条項

（平成28年５月11日教育委員会決定）

次の各号のいずれかに該当する者は、選定審議会委員となることができないものとする。

１　教科用図書発行者（以下「発行者」という。）の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族

２　顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者

３　教科用図書の供給の事業を行う者及びその従業員

４　過去において、特定の教科用図書の推奨又は排除のために宣伝を行った者

５　教科用図書の採択を行う年の３月31日から遡った４年間、教科用図書等（採択の対象となる教科用図書のほか、関連する教師用指導書、参考書、問題集等を含む。）の著作又は編集に関与した者
　なお、「著作又は編集に関与した者」とは、次に掲げる者をいう。

（１）文部科学省が示す「著作編修関係者名簿」に掲載された者

（２）発行者が招集した教科用図書等の編集会議、講習会、研修会等に参加した者

（３）発行者による学校や自宅等への訪問を受け、教科用図書等及びこれらを複写等したものを閲覧した者

（４）発行者に訪問や資料提供等を依頼した者

（５）上記（１）から（４）以外で、教科用図書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為を行った者

６　上記５の著作又は編集に関与した者が団体である場合には、その団体の役員及びこれに準ずる者

＜参考＞

## 義務教育諸学校用の教科書が使用されるまでの基本的な流れと各期間における留意事項等

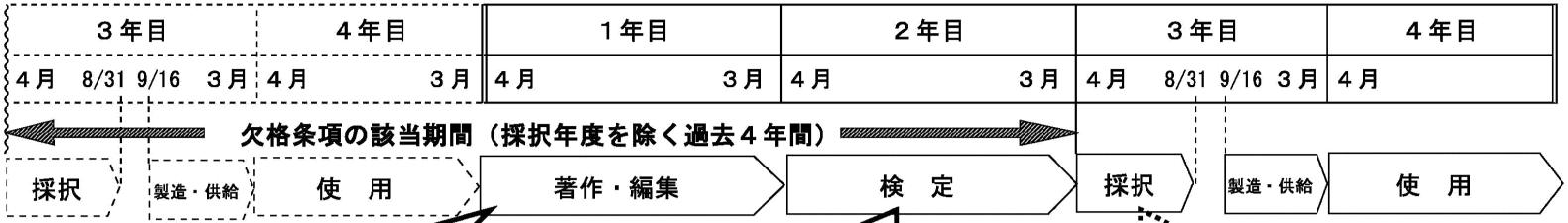


【著作・編集期間】
教科書発行者が、学習指導要領、教科用図書検定基準等をもとに、創意工夫を加えた図書（教科書）を作成する期間。

［留意事項］
・　著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教員等から意見を徴することが、一般の国民や地域住民から、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為と受け止められないよう、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保たなければならない。
・　教科用図書及び当該教科用図書に関連する教師用指導書、教材の著作者や事実上、著作に参加し、又は協力した者は、教科用図書の採択に係る調査員等となることができない。

（根拠）
・「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第9条第2項
・「教科書採択における公正確保の徹底等について」（平成28年4月1日付け教義第5号北海道教育委員会教育長通知）

【検定期間】
文部科学大臣が、教科書発行者から検定申請された図書（検定申請本）を、教科書として適切であるかどうか、検定を行う期間。

［留意事項］
・　検定審査が終了するまでの間、教員等は検定申請本はもとより、当該申請本に係る教師用指導書を見ることはできない。
・　当該申請本を閲覧した者は、検定申請本又はその内容の一部を知ることとなり、教科用図書の採択に係る調査員等となることはできない。

（根拠）
・教科用図書検定規則実施細則　第五（3）②
・「教科書採択における公正確保の徹底等について」（平成28年4月1日付け教義第5号北海道教育委員会教育長通知）

【教科書の採択期間等】
＜採択期間（8月31日まで）＞
各市町村教育委員会（国・私立学校は、学校長）が、教科書を決定（採択）する期間。教科書は4年間同一のものを使用。
※展示期間（6月～7月）
市町村教育委員会等が、教科書の見本本を展示する期間。
※需要数報告期間（9月16日まで）
道教委が文部科学省に道内で使用する教科書の需要数を報告する期間。

［留意事項］
・　9月16日までの間、教科書発行者は、教科書に関する講習会や研修会等の主催または関与、及び編著作者をこれらに関与させることはできない。
・　教科書展示会では、誰でも自由に教科書を閲覧し、意見を述べることができる。

（根拠）
・「教科書の発行に関する臨時措置法」第5条、同法施行規則第5条及び第14条
・「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第14条及び第15条
・「教科書採択における公正確保の徹底等について」（平成28年4月1日付け教義第5号北海道教育委員会教育長通知）
・「教科書の採択に関する宣伝行為等について」（平成19年1月30日付け18文科初第952号文部科学省初等中等教育局長通知）

## ○ 教科書採択における公正確保について
## （平成28年１月13日付け教義第1658号　各道立学校長、各市町村教育委員会教育長等あて　北海道教育庁学校教育局義務教育課長通知）

このことについては、これまでも文部科学省からの通知等に基づき、周知徹底を図り適切に行うようお願いしてきたところですが、昨年、教科書発行者が採択の公正性・透明性に疑念を生じさせかねない行為を行った事案があったことから、平成27年11月４日付けで、当職から教科書採択における公正性・透明性の確保について通知したところです。

こうした中、先般、別の教科書発行者による同様の事案について、新聞等で報道されました。

教科書は、全ての児童生徒が学校の授業や家庭における学習活動において必ず用いることとなる極めて公共性の高いものであり、著作・編集から検定、採択、供給に至るまでのいずれの段階においても適正に行われる必要があります。中でも、採択は、実際に児童生徒が用いる教科書を選択する重要な行為であり、いかなる疑惑の目も向けられることのないよう、特に高い公正性・透明性が求められます。

つきましては、改めて関係法令や関係通知に留意し、教科書採択の一層の公正確保を図るとともに、所属職員への指導をお願いいたします。

なお、今年度これまで、または今後、教科書採択において公正な採択が阻害されると判断される事案がありましたら、その都度、別紙様式により、所管の教育局を通じ当職あて報告くださいますよう、お願いいたします。

（別紙様式）

教科書採択に係る公正確保の阻害事案について

| 教育局名 | |
|---|---|

（市町村教育委員会、道立学校においては記入不要）

| 市町村名、学校名 | |
|---|---|
| 事案の生じた時期 | 平成　　年　　月　　日 |

【事案の詳細】

※　「市町村名、学校名」は、市町村立学校の場合は市町村教育委員会名（学校が特定される場合は学校名）、道立学校の場合は学校名を記載してください。

※　時期については、具体の日がわからない場合は、年月までの記載で構いません。

## 【法令等】

### ○　学校教育法（抄）（昭和22年法律第26号）

**第四章　小学校**

第三十四条　小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

２　前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

３　第一項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）については、政令で定める。

※　第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条及び第八十二条において、第三十四条による小学校に係る規定は、それぞれ、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に準用する旨規定されている。

**附　則**

第九条　高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

### ○　学校教育法施行令（抄）（昭和28年政令第340号）

（法第三十四条第三項の審議会等）

第四十一条　法第三十四条第三項（法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する審議会等は、教科用図書検定調査審議会とする。

### ○　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）（昭和31年法律第162号）

（教育委員会の職務権限）

第二十一条　教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六　教科書その他の教材の取扱いに関すること。

（文部科学大臣又は都道府県委員会の指導、助言及び援助）

第四十八条　地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

２　前項の指導、助言又は援助を例示すると、おおむね次のとおりである。

二　学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。

十一　教育委員会の組織及び運営に関し、指導及び助言を与えること。

３　文部科学大臣は、都道府県委員会に対し、第一項の規定による市町村に対する指導、助言又は援助に関し、必要な指示をすることができる。

４　地方自治法第二百四十五条の四第三項の規定によるほか、都道府県知事又は都道府県委員会は文部科学大臣に対し、市町村長又は市町村委員会は文部科学大臣又は都道府県委員会に対し、教育に関する事務の処理について必要な指導、助言又は援助を求めることができる。

（調査）

第五十三条　文部科学大臣又は都道府県委員会は、第四十八条第一項及び第五十一条の規定による権限を行うため必要があるときは、地方公共団体の長又は教育委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務について、必要な調査を行うことができる。

２　文部科学大臣は、前項の調査に関し、都道府県委員会に対し、市町村長又は市町村委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務について、その特に指定する事項の調査を行うよう指示をすることができる。

### ○ 教科書の発行に関する臨時措置法（抄）（昭和23年法律第132号）

第一条　この法律は、現在の経済事情にかんがみ、教科書の需要供給の調整をはかり、発行を迅速確実にし、適正な価格を維持して、学校教育の目的達成を容易ならしめることを目的とする。

第二条　この法律において「教科書」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び

これらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であって、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。
２　この法律において「発行」とは、教科書を製造供給することをいい、「発行者」とは、発行を担当する者をいう。
第三条　教科書には、その表紙に「教科書」の文字を、その末尾に著作者の氏名、発行者の氏名住所及び発行の年月日、並びに印刷者の氏名住所及び印刷の年月日を記載しなければならない。
２　著作者及び発行者が法人その他の団体であるときは、団体名及びその代表者名を併記するものとする。
３　印刷者の住所と印刷所の所在地とが異なるときは、印刷所の名称及びその所在地をも記載しなければならない。
第四条　発行者は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、発行しようとする教科書の書目を、文部科学大臣に届け出なければならない。
第五条　都道府県の教育委員会は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、教科書展示会を開かなければならない。
２　教科書展示会に関しては、文部科学省令をもつてその基準を定める。
第六条　文部科学大臣は、第四条の届出に基き目録（義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十八条第一項に規定する教科用図書発行者の届出に基づくものに限る。）を作成し、都道府県の教育委員会にこれを送付するものとする。
２　都道府県の教育委員会は、前項の目録を当該都道府県の区域内にある第二条第一項に規定する学校に、配布するものとする。
３　発行者は、第四条によって届け出た教科書の見本を、前条の教科書展示会に出品することができる。
第七条　市町村の教育委員会、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校の長は、採択した教科書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。
２　都道府県の教育委員会は、都道府県内の教科書の需要数を、文部科学省令の定めるところにより、文部科学大臣に報告しなければならない。
第八条　文部科学大臣は、前条第二項の需要数を基礎にして、発行者にその発行すべき教科書の種類及び部数の指示（以下「発行の指示」という。）をしなければならない。
第九条　文部科学大臣は、左の各号の一に当る事由があるときは、需要者の意思を考慮して、他の発行者に発行の指示を行うことができる。
一　需要数が教科書の発行に不十分なとき。
二　発行者の事業能力、信用状態が教科書の発行に不適当と認められるとき。
三　発行者が文部科学大臣の指示した発行を引き受けないとき。
四　第十四条又は第十五条の規定により発行の指示の全部又は一部を取り消したとき。
五　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第二十一条の規定により発行の指示を取り消したとき。
第十条　発行の指示を承諾した者は、文部科学省令の定めるところに従い、教科書を発行する義務を負う。
２　発行者は、教科書を各学校に供給するまで、発行の責任を負うものとする。
３　文部科学大臣は、必要に応じ、発行者から報告をとり、又はその業務の履行の状況を調査することができる。

## ○ 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（抄）（昭和23年省令第15号）

第一条　教科書の発行に関する臨時措置法　（以下「法」という。）第三条 の規定によって、教科書の表紙に記載する「教科書」の文字は、「文部科学省検定済教科書」又は「文部科学省著作教科書」として用いるものとする。
第四条　都道府県の教育委員会は、数個の地域において教科書展示会を開催することができる。
第五条　教科書展示会は、六月一日から七月三十一日までの間にこれを行うものとし、毎年その開始の時期及び期間を指示する。
２　前項の指示は、告示をもってこれを行う。
第十三条　市町村の教育委員会並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校の長は、教科書需要票を別に定める様式により作成して、都道府県の教育委員会に提出しなければならない。
第十四条　都道府県の教育委員会は、前条の教科書需要票に基づき、教科書需要集計一覧表を別に定める様式により作成して、九月十六日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

## ○　義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（抄）（昭和37年法律第60号）

（趣旨）
第一条　義務教育諸学校の教科用図書は、無償とする。
２　前項に規定する措置に関し必要な事項は、別に法律で定める。

## ○　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（抄）（昭和38年法律第182号）

**第一章　総則**
（この法律の目的）
第一条　この法律は、教科用図書の無償給付その他義務教育諸学校の教科用図書を無償とする措置について必要な事項を定めるとともに、当該措置の円滑な実施に資するため、義務教育諸学校の教科用図書の採択及び発行の制度を整備し、もつて義務教育の充実を図ることを目的とする。
（定義）
第二条　この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。
２　この法律において「教科用図書」とは、学校教育法第三十四条第一項（同法第四十九条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）及び附則第九条に規定する教科用図書をいう。
３　この法律において「発行」とは、教科用図書を製造供給することをいう。
**第二章　無償給付及び給与**
（教科用図書の無償給付）
第三条　国は、毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科用図書で第十三条、第十四条及び第十六条の規定により採択されたものを購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で給付するものとする。
（契約の締結）
第四条　文部科学大臣は、教科用図書の発行者と、前条の規定により購入すべき教科用図書を購入する旨の契約を締結するものとする。
（教科用図書の給与）
第五条　義務教育諸学校の設置者は、第三条の規定により国から無償で給付された教科用図書を、それぞれ当該学校の校長を通じて児童又は生徒に給与するものとする。
２　学年の中途において転学した児童又は生徒については、その転学後において使用する教科用図書は、前項の規定にかかわらず、文部科学省令で定める場合を除き、給与しないものとする。
（都道府県の教育委員会の責務）
第六条　都道府県の教育委員会は、政令で定めるところにより、教科用図書の無償給付及び給与の実施に関し必要な事務を行なうものとする。
（給付の完了の確認の時期の特例）
第七条　第四条の規定による契約に係る政府契約の支払遅延防止等に関する法律　（昭和二十四年法律第二百五十六号）第四条第一号 に掲げる時期については、同法第五条第一項 中「十日以内の日」とあるのは「二十日以内の日」と読み替えて同項の規定を適用する。
第八条　削除
（政令への委任）
第九条　この章に規定するもののほか、教科用図書の無償給付及び給与に関し必要な事項は、政令で定める。
**第三章　採択**
（都道府県の教育委員会の任務）
第十条　都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。
（教科用図書選定審議会）
第十一条　都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。
２　選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。
３　選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。
（採択地区）
第十二条　都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。
２　都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育

委員会の意見をきかなければならない。
３　都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。
（教科用図書の採択）
第十三条　都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によって当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。
２　都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。
３　公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。
４　第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第十七条において「採択地区協議会」という。）を設けなければならない。
５　前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。
６　第一項から第三項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第九条に規定する教科用図書については、この限りでない。
（同一教科用図書を採択する期間）
第十四条　義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。
（採択した教科用図書の種類等の公表）
第十五条　市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。
（指定都市に関する特例）
第十六条　指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）については、当該指定都市を包括する都道府県の教育委員会は、第十二条第一項の規定にかかわらず、指定都市の区若しくは総合区の区域又はこれらの区域を併せた地域に、採択地区を設定しなければならない。
２　指定都市の教育委員会は、第十条の規定によって都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書として、種目ごとに一種の教科用図書を採択する。
３　第十三条第三項及び第六項の規定は、前項の採択について準用する。
（政令への委任）
第十七条　この章に規定するもののほか、選定審議会の所掌事務、組織及び運営並びに採択地区の設定、採択地区協議会の組織及び運営、採択の時期その他採択に関し必要な事項は、政令で定める。

## ○　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（抄）（昭和39年政令第14号）

（教科用図書の受領及び給付）
第一条　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「法」という。）第四条の規定による契約に係る教科用図書の受領及び法第三条の規定による教科用図書の無償給付に関する事務は、公立の義務教育諸学校（法第二条第一項に規定する義務教育諸学校をいう。以下同じ。）の児童及び生徒に係る教科用図書については当該義務教育諸学校を所管する教育委員会、私立の義務教育諸学校の児童及び生徒に係る教科用図書については当該義務教育諸学校を設置する学校法人の理事長、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十三条の規定により国立大学に附属して設置される義務教育諸学校の児童及び生徒に係る教科用図書については当該国立大学の学長（以下「実施機関」という。）が行うものとする。
２　実施機関は、前項の規定により教科用図書の発行者（以下「発行者」という。）から教科用図書を受領したときは、義務教育諸学校の設置者に対し、直ちにこれを給付するものとする。
（実施機関の報告及び証明）
第二条　実施機関は、前条第一項の規定により発行者から教科用図書を受領したときは、文部科学省令で定

めるところにより、その教科用図書の名称及び冊数その他文部科学省令で定める事項を記載した書類（以下「受領報告書」という。）を作成し、これを都道府県の教育委員会に提出するとともに、これらの事項を記載した受領証明書（以下「受領証明書」という。）を作成し、これを当該教科用図書の発行者に交付しなければならない。

（給与名簿の作成及び給与児童生徒数の報告）

第五条　義務教育諸学校の設置者は、法第五条第一項の規定による教科用図書の給与が完了したときは、文部科学省令で定めるところにより、給与を受けた児童及び生徒の名簿を作成するとともに、給与を受けた児童及び生徒の総数を都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

２　都道府県の教育委員会は、前項の報告を受けたときは、文部科学省令で定めるところにより、当該都道府県内の給与を受けた児童及び生徒の総数を文部科学大臣に報告しなければならない。

（調査及び報告）

第六条　文部科学大臣は、法第三条の規定による教科用図書の無償給付及び法第五条の規定による教科用図書の給与に関し、その実施の状況を調査し、及び義務教育諸学校の設置者に対し必要な報告を求めることができる。

２　文部科学大臣は、都道府県の教育委員会に対し、前項の調査を行い、及び義務教育諸学校の設置者に対し同項の報告を求めるよう指示をすることができる。

（教科用図書選定審議会の設置期間）

第七条　教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）を置く期間は、四月一日から八月三十一日までとする。

（選定審議会の所掌事務）

第八条　選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

一　市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項

二　都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項

（選定審議会の委員）

第九条　選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第一号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね三分の一になるようにしなければならない。

一　義務教育諸学校の校長及び教員

二　都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の教育長、委員及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員

三　教育に関し学識経験を有する者

２　教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。

（教育委員会規則への委任）

第十条　前条に定めるもののほか、選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

（採択地区協議会の組織及び運営）

第十一条　採択地区協議会は、関係市町村の教育委員会が採択地区協議会の規約の定めるところにより指名する委員をもって組織する。

２　採択地区協議会に会長を置き、採択地区協議会の規約の定めるところにより、委員のうちから定める。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

５　前各項に定めるもののほか、採択地区協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、採択地区協議会の規約で定める。

（採択地区協議会の規約事項）

第十二条　採択地区協議会の規約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　採択地区協議会の名称

二　採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会

三　採択地区協議会の組織

四　教科用図書の選定の方法

五　採択地区協議会の経費の支弁の方法

（採択地区協議会の規約の変更）

第十三条　採択地区協議会を設けた市町村の教育委員会は、採択地区協議会の規約を変更しようとするときは、協議によりこれを行わなければならない。

（採択の時期）

第十四条　義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の八月三十一日までに行わなければならない。

２　九月一日以後において新たに教科用図書を採択する必要が生じたときは、速やかに教科用図書の採択を

行わなければならない。
（同一教科用図書を採択する期間）
第十五条　法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。
２　採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなった場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。
３　前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなった場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

## ○　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（抄）（昭和39年省令第２号）

（転学した児童生徒に教科用図書を給与する場合）
第一条　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号。以下「法」という。）第五条第二項の文部科学省令で定める場合は、二月末日までの間に転学した児童又は生徒について、種目（法第十三条第一項に規定する種目をいう。以下同じ。）ごとに転学後において使用する教科用図書が転学前に給与を受けた教科用図書と異なる場合とする。
（受領報告書及び受領証明書の作成等）
第二条　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号。以下「令」という。）第二条の規定により実施機関（令第一条第一項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の作成する受領報告書（以下「受領報告書」という。）及び受領証明書（以下「受領証明書」という。）は、別に定める様式により、それぞれ作成しなければならない。
２　実施機関は、前項の規定により作成した受領報告書及び受領証明書を、前期用の教科用図書（四月一日から四月十五日までに受領した教科用図書（転学した児童又は生徒に対し前条に規定する場合において給与すべきものを除く。）をいう。以下同じ。）に係るものにあっては毎年度四月三十日までに、後期用の教科用図書（九月一日から九月十五日までに受領した教科用図書（転学した児童又は生徒に対し前条に規定する場合において給与すべきものを除く。）をいう。以下同じ。）及び前期転学用の教科用図書（四月一日から八月三十一日までに受領した教科用図書（前期用の教科用図書を除く。）をいう。以下同じ。）に係るものにあってはそれぞれ毎年度九月三十日までに、後期転学用の教科用図書（九月一日から二月末日までに受領した教科用図書（後期用の教科用図書を除く。）をいう。以下同じ。）に係るものにあっては毎年度三月十日までに、それぞれ提出又は交付しなければならない。
（納入冊数集計表の作成等）
（給与名簿の作成及び給与児童生徒数の報告）
第五条　令第五条第一項の規定による児童及び生徒の名簿は、別に定める様式により作成しなければならない。
２　令第五条第一項の規定による都道府県の教育委員会に対する児童及び生徒の総数の報告は、別に定める様式により作成した書類により、前期用の教科用図書の給与に係るものにあっては毎年度四月三十日までに、後期用の教科用図書及び前期転学用の教科用図書の給与に係るものにあってはそれぞれ毎年度九月三十日までに、後期転学用の教科用図書の給与に係るものにあっては毎年度三月十日までに、それぞれこれをしなければならない。
３　令第五条第二項の規定による文部科学大臣に対する児童及び生徒の総数の報告は、別に定める様式により作成した書類により、前期用の教科用図書の給与に係るものにあっては毎年度五月三十一日までに、後期用の教科用図書及び前期転学用の教科用図書の給与に係るものにあってはそれぞれ毎年度十月三十一日までに、後期転学用の教科用図書の給与に係るものにあっては毎年度三月二十五日までに、それぞれこれをしなければならない。
（同一教科用図書の採択の特例）
第六条　法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間についての令第十五条第二項の規定により文部科学省令で定める場合は、教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなった場合及び次の各号に掲げる場合とし、同条第三項の規定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。
一　採択した教科用図書の発行が行われないこととなった場合（教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなった場合を除く。）　発行が行われないこととなった教科用図書を採択していた期間
二　教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）第十二条の規定による再申請（同条に規定する検定審査不合格の決定の通知に係る申請図書について、当該通知を受けた年度の翌年度に行われたものに限る。）により文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることとなった教科用図書がある場合　当該再申請が行われた年度に採択された教科用図書を採択していた期間

三　採択地区が設定又は変更された場合　採択地区の設定又は変更前に当該地域において採択されていた教科用図書の採択されていた期間
四　採択地区内において市（特別区を含む。以下同じ。）町村又は義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。以下この号において同じ。）若しくは法第十三条第三項に規定する学校が設置された場合　市町村又は義務教育諸学校若しくは同項に規定する学校の設置前に当該市町村又は義務教育諸学校若しくは同項に規定する学校が設置された地域の属する採択地区内において採択されていた教科用図書の採択されていた期間

（教科用図書を採択したときに公表すべき事項）
第七条　法第十五条の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料
二　採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会にあっては、採択地区協議会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

## ○　教科用図書検定規則（抄）（平成元年省令第20号）

（申請図書の公開）
第十八条　文部科学大臣は、検定審査終了後、別に定めるところにより、申請図書を公開することができる。

## ○　教科用図書検定規則実施細則（抄）（平成元年大臣裁定）

第5　申請図書等の公開（規則第18条関係）
(3) 申請図書等の適切な情報管理
②　申請者は，文部科学省が申請図書の検定審査の結果を公表するまでは，当該申請図書並びに当該申請図書の審査に関し文部科学大臣に提出した文書及び文部科学大臣から通知された文書について，その内容が当該申請者以外の者の知るところとならないよう，適切に管理しなければならない。

## ○　義務教育諸学校教科用図書検定基準（抄）（平成21年文科省告示第33号）

**第１章　総則**
(2) 本基準による審査においては、その教科用図書が、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であることにかんがみ、知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間、公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民及び我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を目指す教育基本法に示す教育の目標並びに学校教育法及び学習指導要領に示す目標を達成するため、これらの目標に基づき、第２章及び第３章に掲げる各項目に照らして適切であるかどうかを審査するものとする。

## ○　高等学校教科用図書検定基準（抄）（平成21年文科省告示第166号）

第１章　総則
(2) 本基準による審査においては、その教科用図書が、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる生徒用図書であることにかんがみ、知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間、公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民及び我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を目指す教育基本法に示す教育の目標並びに学校教育法及び学習指導要領に示す目標を達成するため、これらの目標に基づき、第２章及び第３章に掲げる各項目に照らして適切であるかどうかを審査するものとする。

## ○　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）（昭和22年法律第54号）

第二条
９　この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。
一　正当な理由がないのに、競争者と共同して、次のいずれかに該当する行為をすること。
イ　ある事業者に対し、供給を拒絶し、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。
ロ　他の事業者に、ある事業者に対する供給を拒絶させ、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させること。

二　不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもって、商品又は役務を継続して供給することであって、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの
三　正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであって、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの
四　自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次のいずれかに掲げる拘束の条件を付けて、当該商品を供給すること。
イ　相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。
ロ　相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者にこれを維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。
五　自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。
イ　継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。）に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。
ロ　継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
ハ　取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。
六　前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であって、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの
イ　不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。
ロ　不当な対価をもって取引すること。
ハ　不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制すること。
ニ　相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもって取引すること。
ホ　自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。
ヘ　自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、唆し、若しくは強制すること。
第十九条　事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。
第二十条　前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、契約条項の削除その他当該行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

## ○　地方公務員法（抄）（昭和22年法律第54号）

（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）
第三十二条　職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
（信用失墜行為の禁止）
第三十三条　職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
（営利企業への従事等の制限）
第三十八条　職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。
２　人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

## ○　教育公務員特例法（抄）（昭和24年法律第1号）

（兼職及び他の事業等の従事）
第十七条　教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会。第二十三条

第二項及び第二十四条第二項において同じ。）において認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。
２　前項の場合においては、地方公務員法第三十八条第二項 の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

## ○ 文部科学省組織令（抄）（平成12年政令第251号）

（教科用図書検定調査審議会）
第七十七条　教科用図書検定調査審議会は、学校教育法の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。
２　前項に定めるもののほか、教科用図書検定調査審議会に関し必要な事項については、教科用図書検定調査審議会令（昭和二十五年政令第百四十号）の定めるところによる。

## ○ 北海道立学校職員服務規程（抄）（昭和22年道教育委員会教育長訓令第4号）

（営利企業への従事等の許可の願い出）
第11条　職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の規定により、営利企業への従事等の許可を受けようとするときは、あらかじめ、教育長に営利企業従事等許可願（別記第９号様式）を提出しなければならない。
２　前項の許可を受けた職員が異動した場合において、当該許可を受けた営利企業への従事等を引き続き行うことについて許可を受けようとするときは､営利企業従事等許可願を教育長に提出しなければならない。
３　前２項の許可を受けた職員は、営利企業従事等許可願の記載事項に変更があった場合には、その旨を教育長に書面で届け出なければならない。
（教育に関する兼職等の承認の願い出）
第12条　職員は、教育公務員特例法第17条の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することの承認を受けようとするときは、あらかじめ、教育長に教育に関する兼職等承認願（別記第10号様式）を提出しなければならない。

## ○ 教科書発行者行動規範（抄）（平成28年9月9日一般社団法人教科書協会制定）

**Ⅰ　総論**

１．会員各社は、教科書発行者として課されている使命を十分に自覚し、教科書採択の公平性を確保する責務を全うするため、関係法令、行政官庁の指導及び本行動規範を遵守するとともに、その実効性を担保するため、徹底した社員教育に努めなければならない。
２．会員各社は、教科書採択は教科書の内容の優劣によって行われるべきであることを銘記し、採択勧誘のための過度な営業活動を行ってはならない。
３．会員各社は､公正かつ公平な職務遂行を法令により義務付けられている教科書の採択に関与する者（以下「採択関係者」という。）（※）の身分と立場を尊重し、健全かつ適切な関係を保たなければならない。
（※）採択に関与する者（採択関係者）とは、採択権者である教育委員会の関係者（国立学校・私立学校においては学校長）のほか、教科用図書選定審議会若しくは採択地区協議会の委員又は調査員等として採択に至るまでの一連の手続に関与する者に加えて、実際にこれらの職に就いているか否かにかかわらず校長・教員等の全ての学校関係者を含む。
４．会員各社は、直接であると間接であるとを問わず、採択関係者に対して、金銭や物品、労務の提供、饗応その他の利益を供与し、又は提供若しくは供与することを申し出て、特定の教科書を採択するよう勧誘してはならない。
５．会員各社は、如何なる場合であっても、他社又は他社の教科書等（教科書に限らず、教材、教具、書籍、辞典等、他社が製作したあらゆる商品を含む。）を誹謗中傷してはならない。

**Ⅱ　各論**

**＜禁止される行為＞**

１．採択関係者に対する不当な利益供与
　会員各社は、時期及び各目の如何を問わず、自ら又は第三者を通じて、採択関係者に対して金銭や物品労務の提供、饗応その他の利益を供与し、又は提供若しくは供与することを申し出てはならない。禁止される行為の具体例は下記の通りであるが、該当行為に限らず、不当な利益供与であるとの疑念を生じさせるあらゆる行為についても同様に禁止されるものである。
（禁止される行為の具体例）
１）採択関係者に対する金銭や物品の提供、饗応その他の利益の供与（交通費・宿泊費、飲食費等に名前を借りて社会通念上相当とされる範囲を超えて供与されるもの及び中元・歳暮等による物品の贈答

を含み、後記＜許容される行為＞に掲げるものを除く。）
２）採択関係者が含まれる者が開催する会議等への講師の派遣その他の労務の提供、又は当該会議等の講師に係る謝金若しくは交通費・宿泊費ないしは当該会議等に係る会場費、印刷代等の提供
３）採択関係者が含まれる者が開催する会議等又は同者が発行する刊行物・印刷物等への過大な広告費・協賛金等の支出
４）採択関係者に対する冠婚葬祭、転勤、昇進等に際しての金銭や物品の提供
５）採択関係者に対する教師用指導書、教材、教具、書籍、辞典等の提供（採択関係者以外にも広く無償で配布しているものを除く。）
６）採択関係者に対する宴席、ゴルフ、スポーツ観戦、観劇、旅行等への招待（招待に限らず、費用の一部を会員各社が負担する場合も含む。）

２．教科書に関する過度な宣伝活動
教科書発行者は民間企業であり、本来的にはその発行する教科書に関する宣伝活動は該当発行者の判断と責任に委ねられているものの、教科書の採択はその内容の優劣によって行われるべきものであることに鑑み、会員各社は、教科書に関する宣伝活動に際しては、文部科学省をはじめとする行政官庁からの指導を遵守し、過度な宣伝活動は厳に慎まなければならない。

３．申請図書の取扱い
１）会員各社は、申請図書及びその内容（申請図書の内容の一部を紙媒体又はデジタル媒体により複製したものを含む。以下同じ。）を、教科書の採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にこれと同視され得るものを含む。）に一切使用してはならない。
２）会員各社は、検定期間中、理由の如何を問わず、申請図書及びその内容を、次に掲げる者（下記の３）に規定する誓約の手続を経るとともに、４）に規定する情報提供の手続が行われることに同意した者に限る。以下「編集等関与者」という。）を除き採択関係者に提供又は開示（以下「開示者」という。）してはならない。
① 該当教科書の編集、執筆を委託した者（教科書の奥付に記載されたか否かを問わない。）
② 編集協力者（検定申請前から該当教科書の制作に関与・協力した者で、検定申請時に文部科学省に提出する著作編集関係者名簿に記載された者をいう。）
③ 該当教科書に係る教師用指導書の編集、執筆又は教科書準拠周辺教材の製作を委託した者
３）会員各社は、協会が別に定める管理・取扱基準に従い、全ての申請図書に番号を付すとともに、編集等関与者に申請図書の内容を開示等する場合にはその者との間で情報の取扱いに関する誓約書を取り交わすなど、社員を含めて情報管理を徹底しなければならない。
３）会員各社は、編集等関与者に関し、その氏名・所属及び会員各社から支払われた編集・執筆等の対価等に関する情報を、①②は文部科学省へ、③は協会を通じて都道府県教育委員会等へ提供しなければならない。
４）会員各社は、申請図書の内容が編集等関与者以外の第三者に流出し、又はその恐れがあるときは、直ちに当該資料を回収し、そのデータの廃棄等必要な措置を講じるとともに、速やかに協会、文部科学省にその旨を報告しなければならない。

４．見本本の取扱い
１）会員各社は、文部科学省の指導により各教育委員会をはじめとする採択権者に送付することができる見本本（以下「法定見本」という。）の上限部数が定められていることに鑑み、見本本の印刷は必要最低限の部数に留めるよう努めなければならない。
２）会員各社は、採択期間中において、採択関係者に対して法定見本以外の見本本を献本又は貸与してはならない。採択関係者に対して、採択期間後に見本本を献本する旨をあらかじめ約する行為も同様とする。
３）会員各社は、見本本についての情報管理を徹底しなければならない。
４）会員各社が送付する法定見本は、文部科学省の指導に定められている送付上限部数の範囲内としなければならない。また、法定見本以外の資料を同送してはならない。
５）会員各社は、教科書の特徴を説明する内容解説資料以外に、見本本の内容に関わる資料を配布してはならない。なお、内容解説資料の名目のもとで、教師用指導書、教材等の物品提供を行うようなことがあってはならない。

５．誹謗中傷等
１）会員各社は、自ら又は第三者（編集等関与者を含む。）をして、会員会社を含む他の教科書発行者並びにその作成した教科書の内容及び著者・編集者等に関する誹謗中傷をし、又はこれをさせてはならない。第三者の作成した誹謗中傷を行う資料を頒布することも同様に禁止する。
２）会員各社は、自らが発行する教科書の内容につき、客観的な事実に基づかない他社のものと比較した文書等を作成し、それを自らが発行する教科書に関する宣伝活動に利用してはならない。第三者が作成した教科書の内容に関しての同様の比較文書を用いて宣伝活動することも禁止する。

＜許容される行為＞

前記「禁止される行為」以外の行為については、原則として会員各社の判断と責任に委ねられており、具体的には、下記に掲げる行為を行うことは許容されることとなる。ただし、個別の行為に当たっては、採択関係者に対して、節度ある態度、姿勢を保ち、過度な宣伝活動は厳に慎むべきであることはもとより、下記の行為に名を借りた、「禁止される行為」の潜脱となるような行為をしてはならない。

１．会員各社は、編集等関与者以外の採択関係者に対しても、使用中の教科書、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材についての意見聴取を行うことができる。ただし、教科書採択の公正確保を徹底する観点から、時期の如何を問わず、対価の支払いを伴う意見聴取をしてはならない。

２．会員各社は、編集等関与者に対して、教科書、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の編集・執筆等に対する適正な対価を支払うことができる。

３．会員各社は、採択期間中、学校を訪問し、教員（当該一の学校に所属する教員に限る。）に対して見本本を開示の上、その内容の説明をすることができる。

４．会員各社は、採択期間中、内容解説資料のほか、機関誌、定期刊行物その他の広く無償で配布予定である資料を、配布することができる。

**※「教科書発行者行動規範」Ｑ＆Ａ（抜粋）（平成28年11月１日一般社団法人教科書協会作成）**

**Ⅰ　総論**

| 質　問 | 回　答 |
|---|---|
| Ｑ１<br>３．の「採択関係者」の範囲は、従来の教科書宣伝行動基準における「選択関係者」の範囲と違いがありますか？ | Ａ１<br>教科書宣伝行動基準における「選択関係者」の範囲と同じです。<br>なお、行動規範における「採択関係者」（＝教科書宣伝行動基準における「選択関係者」）とは、“採択期間中において、採択に直接関わる者”という意味に留まらず、“採択に関わる可能性のある全ての者”という意味ですので、教育委員会関係者（役職や配属部署は問わない。）はもちろん、教科用図書選定審議会若しくは採択地区協議会の委員又は調査員等として採択に関与する者に加えて、これらの職に就いていない者も含めて全ての校長・教員等が該当します。<br>また、同様に、採択権者である校長に限らず、国立学校や私立学校の関係者についても全て「採択関係者」に含まれることになります。 |
| Ｑ２<br>４．の「間接であるとを問わず」の「間接」とはどういう場合を指しますか？ | Ａ２<br>従来の教科書宣伝行動基準と同様、会員各社の役員・社員がそれ以外の第三者を介して教科書の採択を勧誘するような場合を意味しています。ここでいう「第三者」に含まれる者として特に問題となりやすいのは、会員各社の元役員・元社員や教科書の編集等関与者、元採択関係者等が考えられますが、それ以外のいずれの者であっても、当該者が４．に記載されている手段を以て教科書の採択を勧誘する行為は全て禁止となります。<br>なお、元採択関係者を教科書の採択を勧誘する行為に従事させることは、疑念を強く招くため、当該者が会員各社の顧問・参与等の肩書を有している場合であっても、厳に慎んでください。 |

**Ⅱ　各論**

| 質　問 | 回　答 |
|---|---|
| Ｑ３<br>不当な利益供与として「禁止される行為の具体例」が、従来の教科書宣伝行動基準の「問題となる行為」の例示と若干異なっていますが、違いがあるのですか？ | Ａ３<br>行動規範においては今回の一連の問題を踏まえて特に問題となりやすい行為を明示するなどしていますが、教科書宣伝行動基準において「問題となる行為」の例示として挙げられていた行為については、全て、行動規範の禁止される行為に含まれます。<br>また、教科書宣伝行動基準においても同様でしたが、行動規範に記載されている行為は、あくまでも禁止される行為の例でしかありませんので、それ以外の行為であっても、採択関係者に対する不当な利益供与であるとの疑念を生じさせる全ての行為が禁止となります。 |

| 質　問 | 回　答 |
| --- | --- |
| Ｑ４<br>「禁止される行為の具体例」の１）で、「交通費・宿泊費、飲食費等に名を借りて社会通念上相当とされる範囲を超えて供与されるもの・・・を含み」とありますが、具体的にどういうことか教えてください。 | Ａ４<br>会員各社が採択関係者に係る「交通費・宿泊費」を負担できるのは、会員各社が依頼した業務に従事いただく際に必要となる交通費・宿泊費の実費相当額のみに限られるということです。また、交通・宿泊の手段にも、廉価なものから高価なものまであり、実費相当額にも幅が出てくることも考えられますが、不当な利益供与との疑いを招くことのないよう、予め定めた社内規定に則った負担予定額を必ず依頼時に文書で示し、各自治体の条例・規則等や各学校の就業規則等に違反しないか否かを、必要に応じて学校長等の管理職にも確認してもらってください。<br>また、「飲食費」については、酒代が含まれればもちろん饗応として禁止されますし、コース料理はもちろん、それ以外のものでも不相当に高額な飲食の場合も饗応とみなされます。社会通念上相当として許容されるのは、長時間にわたり業務に従事いただく場合に、業務上あるいは健康上、必要な範囲で、弁当やコーヒー・茶菓子等を提供する程度のものとお考えください。特に公務員については、各自治体の条例・規則等により提供を受けることができないとされている場合や、公務員以外の者についても就業規則等で制限されている場合もありますので、事前に確認していただくことが必要です。<br>これらの交通費・宿泊費、飲食費の提供については、後述のＱ17でも留意事項を示していますので、そちらもご確認ください。 |
| Ｑ５<br>「禁止される行為の具体例」の１）で禁止されている中元・歳暮の贈答について、詳しく教えてください。 | Ａ５<br>採択関係者への中元・歳暮の贈答については、教科書宣伝行動基準においても禁止されていたものですが、今般、会員会社が教科書採択に直接的に関与する教育長等に歳暮を贈答していた事案が発覚したこと等を受けて、明示したものですので、極めて重大なものととらえてください。<br>それゆえ、会社名義であっても、役員・社員の個人名義であっても、また、その費用を会社が負担するものであっても、個々の役員・社員が負担するものであっても、採択関係者に対する中元・歳暮の贈答は、採択への不要な疑念を招くことから一切禁止となります。さらには、元役員・元社員の個人名義によるものであっても、その費用を会社が負担するものについては、当然禁止となります。<br>※　なお、会員各社を退職した者であっても、顧問・参与等の肩書を有している場合には、給与等の支払いや勤務実態にかかわらず、会員各社の役員・社員とみなされますので、注意が必要です。 |
| Ｑ６<br>「禁止される行為の具体例」の１）で、「後記＜許容される行為＞に掲げるものを除く」とありますが、具体的にどういうことか教えてください。 | Ａ６<br>「＜許容される行為＞に掲げるもの」については、具体的には、＜許容される行為＞の第２項が該当し、編集等関与者に対しては、編集・執筆等に対する対価（原稿料等）を支払うことができます。その際の留意点については、Ｑ17で説明します。 |
| Ｑ７<br>「禁止される行為の具体例」の２）について、何が許容されて何が禁止されるのか、改めて教えてください。 | Ａ７<br>以下に、ポイントを示します。<br>採択期間中の説明会・講習会等<br>１．まず、平成28年３月31日の文部科学省通知（「教科書採択における公正確保の徹底等について」）でも言及されている「教科書発行者による合同の説明会」については、平成29年度に小学校道徳科の教科書について開催する方向で検討していますが、詳細については文部科学省と調整した上で改めてお知らせします。また、各教育委員会から直接発行者宛に説明会の参加依頼があった場合には、協会まで連絡をしてください。<br>２．その上で、教科書に関係がない説明会・講習会等については、その参加の依頼が教育委員会等からあった場合に、自社の役員・社員 |

| 質　問 | 回　答 |
| --- | --- |
| | を参加させることや講師の紹介をすることは問題ありません。なお、当該依頼が教育委員会以外からあった場合には、関係の教育委員会に参加・紹介の可否を確認してもらった上で対応するようにしてください。<br>３．なお、会員各社が開催する説明会・講習会等については、教科書と何ら関係ない内容であっても、採択期間中は会員各社間の公平性、引いては採択の公正性に疑義が生じるため禁止となります。加えて、会員各社の関係団体が主催するセミナー等も、不要な誤解を生じさせないよう採択期間中は自粛することが求められます。<br><br>採択期間外の説明会・講習会等<br>１．採択期間外に、教科書に関係がない説明会・講習会等への参加の依頼が、教育委員会等からあった場合には、上記と同様に自社の役員・社員を参加させることや、講師の紹介をすることは問題ありません。<br>２．採択期間終了後に、採択が決定した教科書の内容・使い方等に関する説明会・講習会等への参加の依頼が、教育委員会等からあった場合には、自社の役員・社員を参加させたり、編集等関与者を講師として紹介することができます。<br>３．なお、採択期間外においては、教科書に関係するしないに関わらず会員各社が説明会・講習会等を開催することも許容されますが、当該説明会・講習会等に聴衆として参加する採択関係者の交通費・宿泊費を負担する等の行為は、不当な利益供与に当たるため従来通り禁止となります。<br><br>※　上記のいずれの場合も、「講師を紹介」する際に、謝金、交通費・宿泊費等を会員各社が負担することは、不当な利益供与に当たり禁止となります。<br>一方で、「自社の役員・社員を参加させる場合」は、学校現場の実践による成果等に触れることを通じて、自社商品の内容改善のための情報収集を行う機会ともなりますので、謝金や交通費・宿泊費等を先方から提示された場合にも、受け取らなければならないというものではありません。 |
| Ｑ９<br>「禁止される行為の具体例」の４）冠婚葬祭に際しての、金銭や物品の提供は全て禁止されるのですか？ | Ａ９<br>会員各社の職務と無関係の私的な関係（血縁・親類関係等、極めて限定されるものとお考えください。）がある場合に、社会的儀礼の範囲内で香典を渡すことや電報を送ることは可能です。<br>その場合でも、会員各社の社名を記したものは一切禁止となりますし、その金額も個人としての社会的儀礼の範囲を超えないようにすることが求められます。 |
| Ｑ10<br>「禁止される行為の具体例」の５）で、「教師用指導書、教材、教具、書籍、辞典等の提供」は禁止とありますが、サンプルの配布はどうなるのです**か？** | Ａ10<br>採択関係者が購入の可否を判断するためのサンプルは、「採択関係者以外にも広く無償で配布しているもの」に該当する場合には、従来通り提供することは可能ですが、サンプルの配布に名を借りて物品提供を行うことは当然に禁止となります。<br>例えば、教師用指導書をはじめとして、教師用の教材（指導者用「デジタル教科書」を含む。）や教具等、教員等が使用することを前提としている物品の提供については、部分サンプル（１、２単元分以下）のみに限られます。 |
| Ｑ11<br>準拠ワークや準拠問題集等の「審査用見本」は、各学校に持参して配布してよいのでしょうか？ | Ａ11<br>“学校採用品”とも称される“児童生徒用の副教材”の採用に当たっては、各学校がその内容をよく吟味する必要があるものであることから、例外的に完全見本の配布が認められます。<br>しかしながら、完全な本の形での配布が認められるのは、あくまでも“児童生徒用の副教材”の“サンプル”のみとなります。実際に児 |

| 質　問 | 回　答 |
| --- | --- |
| | 童生徒が使用するものの献本が行われることが決してあってはならないのは当然です。“サンプル”であることが明確に区別できるよう、刷り込み又はシールで「審査用見本」と確実に明記するようにしてください。<br>　また、配布部数については、必ずしも1校あたり1部に限定されるものではありませんが、学校に在職する当該教科の教員の数を上限の目安とお考えください。<br>　辞書については見本といっても教員等も使用する書籍であるため、学校に見本を配布することは不当な利益供与とみなされる恐れがありますので、ご注意ください。<br>　学習者用「デジタル教科書」については、事実上の教科書見本本を配布する抜け穴となりかねないため、児童生徒用の副教材ではあるものの完全見本の配布や貸与は禁止とし、Q12の場合を除き学校への配布が許容されるのは部分サンプルの配布までとなります。<br>　そのほか、不要な誤解が生じないよう、学校に持参する場合は無断で置いてくることのないよう、また、郵送・宅配等の場合には梱包表面か送り状等で副教材の審査用見本が在中している旨を明示するようにしてください。 |
| Q12<br>　「デジタル教科書」のモニターを学校現場に依頼する際、商品自体を提供することは、物品提供にあたりますか？ | A12<br>　モニターが「商品の内容改善」を目的に行われるという前提に立つと、部分サンプルでは十分ではないことから、商品の貸与自体は許容されます。ただし、不当な利益供与と受け止められることのないよう具体的な取決めが必要です。<br>　具体的には、「期限を定め、少なくとも半年以上のような長期貸与はやめる」「先方からモニターとしての成果物の提出を求める」「貸与に当たって、宣誓書を作成し、先方の同意を確実に得た上で進める」といったことを必ず行った上で、必要に応じて学校を通じて教育委員会に相談するようにしてください。 |
| Q13<br>　「禁止される行為の具体例」の５）で、禁止の対象から除かれている「採択関係者以外にも広く無償で配布しているもの」というのは、具体的にどのようなものが当たるのですか？ | A13<br>　商品カタログやQ10・Q11のサンプル、会員各社の無償の機関誌、教科に係る情報や指導に関する事例等をまとめた教授用資料等、採択関係者以外から求められた場合にも無償で配布することを想定しているものが該当します。<br>　ただし、教授用資料等に名を借りた不当な利益供与は禁止となりますので、例えば、教師用指導書や教師用の教材・教具等の有償の商品と同一視され得るものを、採択関係者に無償又は廉価で提供するような行為は、厳に禁止となります。特に、CD-ROM等、電子媒体を用いた形での教授用資料等の配布に際しては、この点を強く留意してください。<br>　また、教師用指導書を購入した学校がその一部を毀損・滅失した場合に、その一部のみを提供する行為は許容されますが、教師用指導書を販売する際にその旨を説明するとともに、予めその旨をカタログ等に明記しておくことが必要となります。<br>　なお、不当な利益供与との疑念が生じることを避けるため、教授用資料には、刷り込みかシールで「教授用資料」と目立つように明示することが必要です。<br>　また、機関誌等について、実際には有償での販売をしていないにもかかわらず、定価・価格表示をしているものが散見されますが、そういったものの提供も、不当な利益供与との誤解を生じさせかねないことから適切に対応する必要があります。 |
| Q14<br>　＜禁止される行為＞の２．の「教科書に関する過度な宣伝活動」とは、どのようなものを指 | A14<br>　＜禁止される行為＞１．３．４．５．に該当する又はその疑念を生じさせるような宣伝活動はもちろんのこと、平成28年４月27日の文部科学省通知「教科書採択の公正確保について」で記されている「採択 |

| 質　問 | 回　答 |
| --- | --- |
| すのですか？ | 関係者に影響力を及ぼし得る者の宣伝活動等への従事」や「採択関係者の自宅訪問」、教科書宣伝行動基準Ｑ＆Ａにおいて示していた「(採択関係者の)本来の業務に支障をきたすような執拗な行為の繰り返し」等が該当します。 |
| Ｑ15<br>＜禁止される行為＞の３.で、「申請図書の取扱い」について詳細に示されていますが、具体的な内容について教えてください。 | Ａ15<br>申請図書については、今回の一連の問題発覚の端緒となった重要な点であることから、改めて項目を設けたものであり、どのような理由があっても教科書の宣伝活動に申請図書を使用してはならないということです。申請図書を開示してよいのは、文部科学省に登録済みの①教科書の編集、執筆を委託した者と②教科書の編集協力者、そして、③教師用指導書の編集・執筆を委託した者又は教科書準拠周辺教材の製作を委託した者のみです。<br>申請図書の管理は、協会が定める「申請図書（白表紙本）管理・取扱基準」に限り、厳格にお願いします。 |
| Ｑ16<br>「申請図書の取扱い」の２）③の「教科書準拠周辺教材」とは何を指すのですか？ | Ａ16<br>教科書準拠周辺教材とは、教科書に準拠する例えばワークブックや問題集、「デジタル教科書」等、教科書に準拠する教材、その他全ての刊行物（教師用指導書を除く。）を指します。商品名で教科書準拠をうたっているものはもちろん、うたっていなくとも、教科書への参照ページやリンクが入っているもの、教科書の紙面を用いているものは、全て教科書準拠周辺教材とみなされます。<br>なお、行動規範のうち、教師用指導書や教科書準拠周辺教材に関する部分については、平成30年度から使用する教科書に準拠するものから適用されます。 |
| Ｑ17<br>「申請図書の取扱い」の４）にある、教師用指導書・教科書準拠周辺教材の「編集等関与者」に関する情報を「協会を通じて都道府県教育委員会等へ提供」というのは、どういうことですか？ | Ａ17<br>まずは、申請図書の内容を見ることができる者を必要最低限かつ明確なものとするということが一つ目の目的です。<br>二つ目は、教師用指導書や教科書準拠周辺教材の編集・執筆等やその準備を検定期間中から始めることにより、その執筆を依頼された者が、調査員等として教科書の採択に関わり、結果として採択の公正性・透明性に疑念が生じることを防止することです。<br>こうした二つの目的を果たすために、会員各社ごとに教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の編集・執筆等を委託した者の名簿を作成・提出し、採択期間が始まる前に教科書協会を通じて都道府県教育委員会等に情報提供をすることとなりました。また、都道府県教育委員会等の「等」は、「都道府県の私学担当部局」「国立学校」にも周知することを意味しています。これらは、執筆者自身で行うべき手続きを代行するものではありませんので、必要な手続きについては、執筆者自身でしていただく必要があることは言うまでもありません。<br>名簿への記載要素としては、各執筆者の氏名・所属に加えて、編集、執筆等の対価に関する情報が必要となります。支払対価は、原稿料が納品された後に成果物の質を十分に吟味した上で確定されることが多く、ほとんどの場合、名簿提出時には支払対価の額は未確定だと思いますので、依頼時に提示した目安額や予定額、報酬額に関する考え方（計算方法等）を記載することとなります。<br>名簿の提出時期は、原則として、検定期間中の２月末を想定しています。ただし、名簿の提出後から採択期間が終了するまでの期間に、教師用指導書や教科書準拠周辺教材の編集・執筆等を新たに委託する場合があることも踏まえて、６月下旬に追加分の名簿提出を取りまとめる機会を設ける予定です。書式等については、改めて協会からご連絡します。<br>なお、会議等の業務に従事するための交通費・宿泊費等の経費や食事の提供については、必ずしも個人が利益を得ているわけではありませんが、不要な疑念が生じるのを防ぐため、協会で責任をもって監査 |

| 質　問 | 回　答 |
| --- | --- |
| | することとしました。教科書・教師用指導書・教科書準拠周辺教材に関する意見聴取の会議等で、編集等関与者以外に交通費・宿泊費の支払い、食事の提供等を行った場合は、氏名・所属・役職・支払金額等の情報を、定期的に協会まで提出いただき、不適切な支出がないかを確認することとなります。これらの情報には個人情報を含むことになりますので、こうした情報提供を行う旨を、依頼時に必ず了解を取ることが必要です。また個々の支出が不適切との疑念が生じた場合は、協会は該当の教育委員会へ情報を提供しますし、教育委員会からの情報提供依頼にも適宜応じることになります。 |
| Ｑ19<br>「申請図書の取扱い」の２）から４）にかけて記されている「誓約の手続きを経る」「情報提供の手続が行われることに同意した者に限る」ことは、必須ですか？ | Ａ19<br>誓約と同意のいずれかでも得られない方については、教科書や教師用指導書、教科書準拠周辺教材の編集・執筆等に関与していただくことができないという意味です。例えば、教師用指導書の執筆をしながら、一方で採択に関わっていたというような事案が、万が一発覚した場合には重大な問題に発展しますのでルール厳守をお願いします。 |
| Ｑ20<br>教師用指導書・教科書準拠周辺教材の編集にあたって、編集プロダクション等を活用しているのですが、注意すべき点を教えてください。 | Ａ20<br>編集プロダクションについて、都道府県教育委員会に提出する名簿に記載する必要はありません。<br>しかし、申請図書の内容の流出の可能性を持つあらゆるルートを塞ぐ必要がありますので、情報管理は徹底する必要があります。このため、編集プロダクションなど製作に係る関連会社全てに対して、協会が定めた「申請図書（白表紙本）管理・取扱基準」に記された「誓約書」の取り交しを行うなど、会員各社で強く意識を持ち統制を徹底してください。これは、編集プロダクションが、さらにその別の編集プロダクションに委託するような、いわゆる孫請けの相手先に対しても同様です。<br>編集プロダクション等から採択関係者への申請図書の内容の流出が発生した場合には、その責任は会員各社が問われることとなりますので、編集プロダクションを通じて執筆等を依頼した採択関係者についても、当然ながら会員各社はこれまで述べてきた手続きを漏れなく徹底するようにしてください。 |
| Ｑ21<br>「３．申請図書の取扱い」の中で、「検定期間」という言葉があり、「４．見本本の取扱い」の中で「採択期間」という言葉も出てきますが、これは具体的にいつからいつを指すのですか？ | Ａ21<br>一般的には、「検定期間」は、検定申請の受付開始から検定審議会終了（プレス発表）までの期間であり、「採択期間」は、４月１日から９月16日までを指しますが、検定審議会終了日が前後することで、「検定期間」と「採択期間」が重複したり、逆に隙間ができたりすることが生じます。しかし、行動規範の根本の目的は、総論の冒頭で掲げられている「教科書採択の公正性を確保する責務を全うすること」であり、そのためには、禁止される行為の潜脱となるような行為についても行わないようにすることが必要です。そのため、行動規範においては、協会としては、「重複」や「隙間」の期間については、「検定期間」と「採択期間」の双方の禁止事項を適用することとします。<br>例えば、検定審議会が３月上旬に終了した場合でも、３月31日以前に採択関係者に見本本を配布する行為は違反行為とみなします。これは、教育委員会や学校現場に不要な疑念や混乱を招かないようにするためです。他方、検定審議会が4月中旬に終了する場合に、４月上旬に申請図書を開示することは、もちろん違反ですし、見本本の配布もできません。これは、検定にまつわる静ひつな環境を確保するためです。<br>なお、義務教育の場合、「採択期間」は、原則として４年ごとの採択替えが行われる場合のみを指します。ただし、教科書の廃刊や採択地区の変更、中等教育学校の新設等の事情で、そうした周期と別に新規採択あるいは採択替えを行う地区については、それに応じて「採択 |

| 質　問 | 回　答 |
| --- | --- |
| | 期間」となりますので、注意が必要です。また、新たに検定を経た教科書がない場合にも４年ごとの採択替えが行われる年度については「採択期間」となります。 |
| Ｑ22<br>＜禁止される行為＞の４．で「見本本の取扱い」について詳細に示されていますが、何が変わったのですか？ | Ａ22<br>主として平成27年度中学校用教科書の採択と平成28年度高等学校用教科書の採択において、慣例により行われていた見本本の献本が多くの会員各社で発覚し、文部科学省のご指導を受けた重要な点です。<br>まずは２）で述べているように、法定見本以外の献本・貸与は、文部科学省・都道府県教育委員会への名簿提出を済ませた編集等関与者以外の採択関係者に対しては、絶対禁止です。したがって、製造できる見本本の部数は原則として法定見本用、教師用指導書・教材等の編集用、編集・執筆者用、研修用見本等に限られ、「見本本の印刷は必要最低限の部数に留める」よう努めることになりました。これは、見本本を学校に「忘れてきてしまった」「置いてきてしまった」等の事案が後を絶たず、問題になったためでもありますので、徹底をお願いします。 |
| Ｑ24<br>「見本本の取扱い」５）について説明してください。 | Ａ24<br>後ほど触れますが、＜許容される行為＞として、学校訪問の中で教員等に見本本を用いての内容説明はできますが、その見本本を献本することは禁止です。<br>一方で、「内容解説資料」は提供することができます。「内容解説資料」は、会員各社の判断により発行することができます。しかし、その性質は、あくまで教科書の特色や改訂箇所を説明する範疇でのものであり、見本本と同視され得るものを作成・配布してはいけません。例えば、教科書本体紙面の２割以上を掲載した冊子は、内容解説資料の範疇を超えた見本本そのものであると疑われるものとお考えください。内容解説資料を分冊化して合計で教科書本体紙面の2割以上を掲載するような行為も同様です。また、内容解説資料と称して、部分サンプルの範疇を超えて、教師用指導書や「デジタル教科書」そのものと同視され得るものを提供することも、不当な利益供与として禁止となります。<br>また、内容解説資料の体様や分量については、基本的には会員各社の良識に委ねられているものですが、華美なものについては不当な利益供与との疑念を招きやすいため、くれぐれもご注意ください。<br>文部科学省や採択関係者等からの情報に基づいて、内容解説資料について不適切な取扱いが行われている疑いがある場合には、協会から当該会員各社に対して調査・報告を求めることとなります。見本本の紙面を少しでも掲載しているものには､不要な誤解が生じないように、「内容解説資料」の表示を印刷やシール貼付等で必ず明記してください。機関誌・定期刊行物のなかで、教科書の紙面を掲載する場合も同様です。<br>内容解説資料の各学校への配布部数については、必ずしも１部に限定されるものではありませんが、学校に在職する当該教科の教員の数を上限の目安としてください。なお、見本本へのPRシールの貼付、付箋や短冊の挿入は従来通り禁止です。また、ホームページに内容解説資料等を掲載することは差し支えありませんが、その際は著作権処理等を確実に行うことが必要です。 |
| Ｑ25<br>高等学校の｢見本本の取扱い｣はどうなりますか？ | Ａ25<br>高等学校も、法定見本の扱いについては文部科学省の行政指導を遵守する必要があります。高等学校は、その年の新版見本に限り、各学校1部のみ送付・配布が可能です。旧版は従来通り、「新たな学校の設置」等の特別な理由による依頼がない限りは、送付・配布ができません。<br>高等学校については、これまで、義務教育の学校にも増して、見本 |

| 質　問 | 回　答 |
| --- | --- |
| | 本の不適切な取扱いを慣例的に行っていた発行者が数多くあったことが表面化いたしました。規範意識の乏しさを改めて真摯に反省する必要があります。<br>　その上で、学校現場の実情もふまえ、教科書内容の調査研究の充実に資するよう、見本本の取扱いについては、今後、文部科学省と相談してまいりたいと考えていますが､ルール順守の前提となりますので、くれぐれもご注意ください。 |
| Ｑ26<br>　義務教育の学校から、採択期間終了後の研修用としての見本本献本の要請があるのですが、これには対応してよいのでしょうか？ | Ａ26<br>　文部科学省通知でも明文化されましたが、採択期間終了後から供給本配布までの期間において、研修用として、採択権者からの要請に限って送付が可能です（公正性・透明性を確保するため、採択権者以外からの例えば、公立学校や教員からの求めに応じて献本を行うことは禁止となりますので、要請があった場合にはその旨を伝えるようにしてください。)。<br>　その際は、採択用の見本本や供給本との区別が明確につくよう、刷り込み又はシールで「研修用見本」と確実に明記してください。ただし、献本部数は採択権者の管轄する学校数を上限とします。また、これに供給本を用いたりする行為は不当な利益供与に当たり禁止となります。<br>　ちなみに、高等学校については、見本本が各学校に１部送付されていますので、基本的にはこの「研修用見本」の適用はありません。 |
| Ｑ29<br>　＜許容される行為＞の１.で、採択関係者に対する意見聴取について示されていますが、その際に許されることと禁止されることを、具体的に教えてください。 | Ａ29<br>　使用中である現行の教科書や教師用指導書、教科書準拠周辺教材について､より質の向上を図るために教員等から意見を聴くこと自体は、いつであってもできます。学校訪問時にご意見を伺うだけでなく、十分な時間を確保するために、自社社屋や会議室等にお越しいただいてご意見をいただくことも可能ですが、採択の公正確保を徹底する観点から、いずれの期間においても意見聴取への対価を支払ってはならないという、新しいルールを設けました。ただし、今後、ご意見提供それ自体への対価の支払いは禁止されますが、自社の社屋や会議室等にお越しいただいてご意見を伺った場合の、交通費・宿泊費の実費相当額や食事の提供は可能です。ただし、これらの提供については、Ｑ４、Q17で示した点を遵守する必要があります。 |
| Ｑ30<br>　＜許容される行為＞の２.で、「編集等関与者に対して、教科書、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の編集・執筆等に対する適正な対価を支払うことができる」とありますが、編集等関与者以外への原稿料等の支払いは禁止ですか？ | Ａ30<br>　ここで言っているのは、“教科書・教師用指導書・教科書準拠周辺教材の編集・執筆等の対価は、編集等関与者以外に支払ってはならない”ということです。したがって、機関誌や実践事例等の執筆に対しての原稿料の支払いは原則可能ですし、実質的に見て、教科書の内容と関係がない教科書非準拠の副教材や一般書店向けの書籍の執筆に対して原稿料を支払うことも、従来通り行えます。<br>　ただし、原稿料については適正な範囲での支払いにすることと、依頼受託者が公務員の場合は兼業等に関する各自治体の条例・規則等を事前に確認していただくこと、それに伴う依頼受託者の所属する自治体等の所定の手続きに協力することは、徹底してください。 |
| Ｑ31<br>　＜許容される行為＞の３．と４．に関して、通常の学校訪問に際しての留意点を教えてください。 | Ａ31<br>　訪問について、先方の学校の同意があることが大前提であることは当然ですが、それ以外については、先に述べましたように、見本本の献本・貸与は絶対禁止ですが、教員等に対し学校訪問の中で見本本を開示しての内容説明は可能です。<br>　そのほか、配布できる資料について示されていますが、＜禁止される行為＞の「不当な利益供与」と「見本本の取扱い」に関連して述べた点を、十分に留意してください。 |

| 質　問 | 回　答 |
| --- | --- |
| Ｑ32<br>　＜許容される行為＞の４．の「広く無償で配布予定である資料」について具体的に教えてください。 | Ａ32<br>　Ｑ13でも記しましたが、商品カタログ、Ｑ10・Ｑ11のサンプル、会員各社の無償の機関誌・定期刊行物、教科に係る情報や指導に関する事例等をまとめた教授用資料等を言います。<br>　ページ数や体様に対する制限はありませんが、不当な利益供与との不要な誤解を生じさせないよう、教授用資料についてはその旨を印刷やシール貼付等により明らかにしてください。また、実際には有償での販売をしていないにもかかわらず、定価・価格表示をしているものが散見されますが、そういったものの提供も、不当な利益供与との不要な誤解を生じさせかねないことから適切に対応する必要があります。 |